

情報公開制度及び 個人情報保護制度の運用状況

令和 2 年 度

(2020 年度)

枚 方 市

目 次

I. 情報公開制度の運用状況	
1. 保有情報公開の請求 -----	1
(1) 処理状況 -----	1
(2) 実施機関別請求状況 -----	1
(3) 部分公開、全部非公開の適用条項 -----	3
(4) 請求者の内訳 -----	4
2. 保有情報公開の申出（任意的な公開）-----	4
(1) 処理状況 -----	4
(2) 実施機関別申出状況 -----	5
II. 個人情報保護制度の運用状況	
1. 保有個人情報開示等の請求-----	6
(1) 処理状況 -----	6
(2) 実施機関別請求状況 -----	7
(3) 部分開示、非開示及び存否応答拒否の適用条項-----	8
2. 個人情報ファイル -----	8
(1) 保有状況 -----	8
3. 個人情報の目的外利用等 -----	9
(1) 枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号及び同条例第10条第3項第5 号の規定による目的外利用等の状況 -----	9
III. 情報公開・個人情報保護審議会	
1. 審議会委員 -----	17
(1) 審議会委員 -----	17
2. 審議会開催状況 -----	18
(1) 開催日及び諮問案件 -----	18

目 次

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員 -----	19
(1) 審査会委員 -----	19
2. 諮問された審査請求の処理状況 -----	20
(1) 処理状況 -----	20
3. 審査会開催状況 -----	20
(1) 開催状況及び諮問案件 -----	20

参考資料

1. 保有情報公開の請求の内容等 -----	24
2. 保有情報公開の申出の内容等 -----	38
3. 保有個人情報開示等の請求の内容等 -----	50
4. 審議会への諮問及び答申の内容等 -----	57
5. 審査会答申 -----	65

I. 情報公開制度の運用状況

1. 保有情報公開の請求

(1) 処理状況

令和2年度（2020年度）の保有情報公開請求は、118件ありました。

保有情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が25件、部分公開が60件、全部非公開が1件、存否応答拒否が1件、不存在が22件、取下げが9件で、公開率は97.7%でした。

表1 保有情報公開請求処理状況

区分	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)	
請求者数	85人	116人	
請求件数	118件	175件	
処理状況	全部公開	25件	37件
	部分公開	60件	96件
	全部非公開	1件	1件
	存否応答拒否	1件	—
	不存在	22件	37件
	取下げ	9件	2件
	却下	—	2件
公開率	97.7%	99.3%	
審査請求	1件	1件	

※公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※請求者数は延べ人数です。

※令和2年度（2020年度）の公開請求に対して決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、令和2年度（2020年度）の公開請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。
(令和3年（2021年）10月1日現在)

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが95件（土木部30件、総務部12件など）、教育委員会に対するものが11件、上下水道事業管理者に対するものが12件でした。

表2 実施機関別請求件数

(単位:件)

実施機関名		請求件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	全部 非公開	存否応答 拒否	不 存 在	取 下 げ
市	危機管理室	—	—	—	—	—	—	—
	子どもの育ち見守りセンター	—	—	—	—	—	—	—
	市長公室	1	1	—	—	—	—	—
	総合政策部	2	2	—	—	—	—	—
	市駅周辺等まち活性化部	11	2	6	—	—	3	—
	市民生活部	5	3	—	—	—	1	1
	総務部	12	1	6	1	1	3	—
	観光にぎわい部	5	1	3	—	—	—	1
	健康福祉部	11	4	5	—	—	—	2
	子ども未来部	3	—	3	—	—	—	—
	環境部	5	—	2	—	—	2	1
	都市整備部	8	6	1	—	—	1	—
	土木部	30	—	21	—	—	7	2
	令和2年国勢調査枚方市実施本部	2	1	—	—	—	1	—
会計課	—	—	—	—	—	—	—	
小 計		95	21	47	1	1	18	7
委員会 教育	総合教育部	9	1	4	—	—	3	1
	学校教育部	2	2	—	—	—	—	—
小 計		11	3	4	—	—	3	1
選挙管理委員会		—	—	—	—	—	—	—
公平委員会		—	—	—	—	—	—	—
監査委員		—	—	—	—	—	—	—
農業委員会		—	—	—	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		—	—	—	—	—	—	—
業管理 者 上下水道 事業	上下水道経営部	4	1	2	—	—	1	—
	上下水道事業部	8	—	7	—	—	—	1
小 計		12	1	9	—	—	1	1
病院事業管理者		—	—	—	—	—	—	—
議会の議長		—	—	—	—	—	—	—
合 計		118	25	60	1	1	22	9

(3) 部分公開、全部非公開の適用条項

部分公開及び全部非公開と決定したものについて、非公開の理由として適用した条項の内訳は、枚方市情報公開条例第5条第1号の個人に関する情報が21件、同条第3号の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が23件、同条第4号の任意提供情報が1件、同条第5号の公共安全等に関する情報が1件、同条第6号の審議、検討等情報が1件、同条第7号の事務又は事業に関する情報が33件でした。

表3 部分公開、全部非公開の適用条項

(単位：件)

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)
請 求 件 数	118	175
部 分 公 開 及 び 全 部 非 公 開 件 数	61	97

		令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)
条例第5条第1号	個人に関する情報	21	32
第2号	法令秘情報	—	—
第3号	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報	23	28
第4号	任意提供情報	1	1
第5号	公共安全等に関する情報	1	—
第6号	審議、検討等情報	1	—
第7号	事務又は事業に関する情報	33	59

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求者の内訳は、市内に住所を有する者が53人、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が26人、市内の事務所又は事業所に勤務する者が4人、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものが2人でした。

表4 請求者の内訳

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)
市内に住所を有する者	53	77
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	26	32
市内の事務所又は事業所に勤務する者	4	—
市内の学校に在学する者	—	—
市税の納税義務を有する者	—	—
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	2	7
合 計	85	116

2. 保有情報公開の申出（任意的な公開）

(1) 処理状況

令和2年度（2020年度）の保有情報公開申出は、95件ありました。

保有情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が50件、部分公開が36件、存否応答拒否が2件、不存在が5件、取下げが2件で、公開率は97.7%でした。

表5 保有情報公開申出処理状況

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)	
申 出 者 数	58人	67人	
申 出 件 数	95件	84件	
処 理 状 況	全 部 公 開	50件	58件
	部 分 公 開	36件	24件
	全 部 非 公 開	—	1件
	存 否 応 答 拒 否	2件	—
	不 存 在	5件	1件
	取 下 げ	2件	—
	却 下	—	—
公 開 率	97.7%	98.8%	

※公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (申出件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※申出者数は延べ人数です。

※令和2年度（2020年度）の公開申出に対して回答を行った件数を計上しています。

(2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが73件、教育委員会に対するものが12件、上下水道事業管理者に対するものが10件でした。

表6 実施機関別申出件数

(単位:件)

実 施 機 関 名	申出件数	処 理 状 況					
		全部公開	部分公開	全 部 非 公 開	存否応答 拒否	不 存 在	取 下 げ
市 長 公 室	3	3	—	—	—	—	—
市駅周辺等まち活性化部	1	—	1	—	—	—	—
市 民 生 活 部	4	4	—	—	—	—	—
総 務 部	4	2	1	—	—	1	—
観 光 に ぎ わ い 部	6	3	3	—	—	—	—
健 康 福 祉 部	19	15	2	—	2	—	—
子 ども 未 来 部	1	1	—	—	—	—	—
環 境 部	5	1	3	—	—	1	—
都 市 整 備 部	21	13	5	—	—	2	1
土 木 部	8	—	7	—	—	1	—
会 計 課	1	1	—	—	—	—	—
小 計	73	43	22	—	2	5	1
教 育 委 員 会	総 合 教 育 部	10	5	5	—	—	—
	学 校 教 育 部	2	2	—	—	—	—
	小 計	12	7	5	—	—	—
上 下 水 道 事 業 管 理 者	上 下 水 道 経 営 部	1	—	—	—	—	1
	上 下 水 道 事 業 部	9	—	9	—	—	—
	小 計	10	—	9	—	—	1
合 計	95	50	36	—	2	5	2

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

Ⅱ. 個人情報保護制度の運用状況

1. 保有個人情報開示等の請求

(1) 処理状況

令和2年度(2020年度)の保有個人情報開示等請求は98件あり、全て開示請求で、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び提供の停止の請求はありませんでした。

保有個人情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が41件、部分開示が43件、非開示が2件、不存在が8件、取下げが4件、開示率は97.7%でした。

表7 保有個人情報開示等請求処理状況

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)	
	保有個人情報 開示請求	保有個人情報 開示請求	
請 求 者 数	86人	87人	
請 求 件 数	98件	104件	
処 理 状 況	全部開示等	41件	43件
	部分開示等	43件	46件
	全 部 非 開 示 等	2件	—
	存 否 応 答 拒 否	—	1件
	不 存 在	8件	10件
	取 下 げ	4件(注)	3件
	却 下	—	1件
開 示 等 率	97.7%	98.9%	
審 査 請 求	—	2件	

※保有個人情報訂正請求、利用の停止請求、消去請求、提供の停止請求の欄は省略しています。

※開示等率 = (全部開示等件数 + 部分開示等件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

※請求者数は延べ人数です。

※令和2年度(2020年度)の開示等請求に対する決定を行った件数を計上しています。

※審査請求の件数は、令和2年度(2020年度)の開示等請求に対する決定についての審査請求件数を計上しています。
(令和3年(2021年)10月1日現在)

(注) 請求者の死亡により終結した件数(2件)を含む。

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが92件（市民生活部41件、健康福祉部28件、市長公室11件など）、教育委員会に対するものが3件、農業委員会に対するものが1件、固定資産評価審査委員会に対するものが1件、病院事業管理者に対するものが1件でした。

表8 実施機関別請求件数

(単位：件)

		請求件数	処 理 状 況						
			全部 開示等	部分 開示等	全部 非開示等	存否応 答拒否	不 存 在	取 下 げ	却 下
市 長	子どもの育ち見守りセンター	4	1	2	1	—	—	—	—
	市長公室	11	9	2	—	—	—	—	—
	市民生活部	41	7	27	1	—	6	—	—
	総務部	4	3	—	—	—	1	—	—
	観光にぎわい部	3	3	—	—	—	—	—	—
	健康福祉部	28	14	11	—	—	—	3	—
	環境部	1	—	1	—	—	—	—	—
小 計		92	37	43	2	—	7	3	—
委 教 員 会 育	総合教育部	1	—	—	—	—	—	1	—
	学校教育部	2	1	—	—	—	1	—	—
小 計		3	1	—	—	—	1	1	—
農 業 委 員 会		1	1	—	—	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		1	1	—	—	—	—	—	—
病 院 事 業 管 理 者		1	1	—	—	—	—	—	—
合 計		98	41	43	2	—	8	4	—

(注) 請求のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 部分開示、非開示及び存否応答拒否の適用条項

部分開示及び非開示と決定したものについて、その理由として適用した条項の内訳は、枚方市個人情報保護条例第15条第1項第2号の開示請求者以外の個人に関する情報が34件、同項第3号の法令秘情報が4件、同項第4号の法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が23件、同項第8号の事務又は事業に関する情報が12件でした。

表9 部分開示、非開示及び存否応答拒否の適用条項

(単位：件)

区 分	令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)
請 求 件 数	98	104
部分開示、非開示及び存否応答拒否件数	45	47

		令和2年度 (2020年度)	令和元年度 (2019年度)
条例第15条第1項第1号	開示請求者に関する情報	—	2
第2号	開示請求者以外の個人に関する情報	34	33
第3号	法 令 秘 情 報	4	—
第4号	法人等又は事業を営む個人の 当該事業に関する情報	23	38
第5号	任 意 提 供 情 報	—	—
第6号	公共の安全等に関する情報	—	—
第7号	審 議 、 検 討 等 情 報	—	—
第8号	事務又は事業に関する情報	12	6
第9号	公 益 的 非 開 示 情 報	—	—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

2. 個人情報ファイル

(1) 保有状況

令和3年(2021年)3月31日までの届出に基づく各実施機関の個人情報ファイルの保有状況は、466件となっています。

実施機関別の届出状況は、市長が394件(健康福祉部140件、市民生活部84件、都市整備部42件、土木部36件など)、教育委員会が19件、選挙管理委員会が8件、農業委員会が11件、上下水道事業管理者が33件、議会の議長が1件です。

表 10 実施機関別届出件数

(令和3年(2021年)4月1日現在、単位:件)

実 施 機 関 名		届 出 件 数	実 施 機 関 名	届 出 件 数	
市	危 機 管 理 室	5	選 挙 管 理 委 員 会	8	
	子どもの育ち見守りセンター	6	公 平 委 員 会	—	
	市 長 公 室	18	監 査 委 員	—	
	総 合 政 策 部	3	農 業 委 員 会	11	
	市駅周辺等まち活性化部	—	固定資産評価審査委員会	—	
	市 民 生 活 部	84	上下水道事業 管理者	上 下 水 道 経 営 部	28
	総 務 部	17		上 下 水 道 事 業 部	5
	観 光 に ぎ わ い 部	4		小 計	33
	健 康 福 祉 部	140	病 院 事 業 管 理 者	—	
	子 ども 未 来 部	8	議 会 の 議 長	1	
	環 境 部	31			
	都 市 整 備 部	42			
	土 木 部	36			
	会 計 課	—			
小 計	394				
教育委員会	総 合 教 育 部	2			
	学 校 教 育 部	17			
	小 計	19	合 計	466	

3. 個人情報の目的外利用等

- (1) 枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号及び同条例第10条第3項第5号の規定による目的外利用等の状況

枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号の規定により目的外利用をし、又は同条例第10条第3項第5号の規定による提供を受けて目的外利用をしたのは72件で、実施機関内（市長、教育委員会及び上下水道事業管理者）及び実施機関相互（市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など）での利用です。

- <参考>
- ・枚方市個人情報保護条例第9条第2項第6号
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認めるとき。
 - ・同条例第10条第3項第5号
正当な事務若しくは事業の遂行又は市民の福祉の向上のため特に必要があると実施機関が認める場合において、他の実施機関に提供するとき

表 1 1 目的外利用等の状況

No	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利用目的	令和2年度中の利用期間
1	危機管理室	保健衛生課室 環境政策室 (環境保全担当)	療養期間中に新型コロナウイルス感染症で死亡した者のリスト(保健衛生課) 一類感染症による火葬が行われた者のリスト(環境政策室(環境保全担当))	・死亡者の氏名・住所・生年月日・死亡(火葬)日 ・遺族等の連絡先(住所・電話番号等)	枚方市新型コロナウイルス感染症死亡弔慰金支給事業開始に伴い制度開始前の対象者を把握するため	令和3年3月8日から 令和3年3月31日まで
2	子どもの育ち見守りセンター	教育支援推進室	小中学校及び教育委員会事務局が持つ児童、生徒に関する情報	見守りを行っている児童、生徒の日常生活情報	当センター職員とスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー及び教育支援推進室職員で構成する「学校応援チーム」で各学校を訪問する等し、課題のある児童生徒の情報を共有することで、福祉と教育の連携による子どもの見守り体制を構築するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
3	子どもの育ち見守りセンター	年金児童手当課	児童扶養手当資格ファイル	証書番号、受給者氏名、受給者の生年月日、宛名番号、住所、開始年月日、喪失年月日、対象児童数	JR通勤定期割引に係る特定者資格証明書等の発行のため ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る利用者負担額の算定のため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
4	国民健康保険室	市民室	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理(宛名)番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地等	国民健康保険業務における世帯構成等の確認のため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
5	国民健康保険室	市民室	住民基本台帳	個人番号、氏名、性別、生年月日、続柄、届出日、現住所、通称名、前住所、転入前住所、世帯番号、世帯主氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、在留資格、在留期間等、外国人住民日、国籍等	後期高齢者医療被保険者の資格を管理するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
6	国民健康保険室	市民税課	(1)個人基本ファイル (2)世帯員一覧ファイル (3)課税台帳ファイル (4)資料ファイル (5)給与支払報告書綴 (6)市・府民税申告書綴	年度、個人番号、優先資料情報(区分・番号)、入力日、納税通知番号、カナ氏名、生年月日、性別、徴収区分、更正理由、所得項目(所得区分・給与収入(専給含)・給与所得・公的年金収入・公的年金所得・営業所得・事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得・農業所得・雑所得・総合譲渡一時調整・分離土地・短期分離譲渡・長期分離譲渡・株式の配当譲渡・分離山林・特別控除条文区分・特別控除・繰越純損・繰越雑損・扶養判定所得)、退職所得・専従者項目(給与収入・控除・人数・区分・主住記・特徴指定番号・退職日・扶養主住記・市民税均等割・市民税所得割・課税標準額)等	国民健康保険被保険者の一部負担金の割合判定、高額医療費の金額算定及び保険料の賦課のため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
7	国民健康保険室	市民税課	(1)課税台帳ファイル (2)資料データ	年度、宛名コード、徴収区分、受給者番号、給与収入、専従給与収入、公的年金収入、各所得、繰越損失(雑損失含む)、専従控除合計、基礎控除、各課税標準、更新日付、賦課異動事由、異動年月日等	後期高齢者医療被保険者の一部負担金の割合判定、高額医療費の額の算定及び保険料の賦課のため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
8	国民健康保険室	地域健康福祉室 (生活福祉担当)	生活保護システムファイル	宛名番号、生活保護開始年月日、生活保護廃止年月日等	国民健康保険の資格を適正に管理するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
9	国民健康保険室	地域健康福祉室 (生活福祉担当)	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、ケース番号、保護の開始・廃止・停止・再開年月日	後期高齢者医療被保険者の資格を適正に管理するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
10	国民健康保険室	市民室	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

NO	目的外利用を した課名	個人情報を 保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利用目的	令和2年度中の 利用期間
11	医療助成課	市民室	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
12	税制課	市民室	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、宛名番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	住基連携データとの整合性確認のため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
13	納税課	市民室	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
14	健康福祉総務課	市民室	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、性別、生年月日、続柄、郵便番号、現住所、現住所方書、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、処理日	民生委員・児童委員の委嘱及び表彰に関する事務に使用するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
15	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	市民室	住民基本台帳情報	整理番号、世帯番号、郵便親番、郵便小番、大字コード、本番コード、枝番コード、棟番号、部屋番号、棟部屋番号、住所、方書、氏名、かな氏名、生年月日、性別、世帯主名、通称名、かな通称名、漢字氏名、かな併記名、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者登録制度」の実施に際して、「避難行動要支援者名簿管理システム」を構築し、事業対象者のデータ管理を行うため	令和3年2月12日から 令和3年3月31日まで
16	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	市民室	死亡により資格喪失した者のデータ	住基宛名番号、氏名、カナ氏名、生年月日、異動日	災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者登録制度」の実施に伴い作成した登録者名簿について、死亡により資格喪失している対象者の登録を抹消するため	令和2年6月11日から 令和3年3月31日まで
17	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	市民室	住民基本台帳（異動変動）ファイル、住民基本台帳（最新）ファイル、住民基本台帳（全件）ファイル	個人カナ氏名、個人漢字氏名、宛名番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、世帯番号、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、外字作成中フラグ、外国人住民日	高齢者のICT利用に関する調査等事業のアンケート送付のため、対象者の宛先情報の抽出が必要のため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
18	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	介護保険システム情報ファイル	本情報、資格情報、受給情報、給付情報、宛名情報	高齢者福祉施策の敬老事業の対象者の住所（居所）等の把握が必要であるため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
19	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	市民室	住民基本台帳（異動変動）ファイル、住民基本台帳（最新）ファイル、住民基本台帳（全件）ファイル	氏名、宛名番号、性別、生年月日、続柄、届出日、郵便番号、住所（現・前・転入前・転出地）、方書（現・前・転入前・転出地）、通称名、世帯番号、世帯主氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、減届出日、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	高齢者福祉施策の対象者の資格取得、資格異動等の把握のため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
20	地域健康福祉室 (健康増進・介護予防担当)	市民室	住民基本台帳	個人番号(履歴)、氏名(通称名)、生年月日、住所、性別、市民となった年月日、異動日、異動事由、異動年月日、消除日、処理日	健康増進事業の対象者の把握のため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利用目的	令和2年度中の利用期間
21	地域健康福祉室 (健康増進・介護予防担当)	地域健康福祉室 (生活福祉担当)	・生活保護ケースファイル ・中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、氏名かな、性別、生年月日、住所、ケース番号	生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の健康診査の実施及びフォローを円滑に実施するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
22	地域健康福祉室 (健康増進・介護予防担当)	市民室	住民基本台帳	郵便番号、住所、氏名	「食に関する市民意識調査」を実施するにあたり、対象者を電算処理にて無作為抽出するため	令和2年7月30日から 令和2年10月15日まで
23	地域健康福祉室 (母子保健担当)	市民室	住民基本台帳	個人番号(履歴)、氏名(通称名)、生年月日、住所、性別、市民となった年月日、異動日、異動事由、異動年月日、消除日、処理日	健康増進事業、予防接種事業、母子保健事業等の保健センター業務の対象者の把握のため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
24	地域健康福祉室 (母子保健担当)	地域健康福祉室 (生活福祉担当)	・生活保護ケースファイル 【利用目的①、②】 ・中国残留邦人等支援給付システムファイル【利用目的①】	氏名、氏名かな、性別、生年月日、住所、ケース番号	①生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の検診の実施及びフォローを円滑に実施するため ②乳幼児健康診査未受診児の状況把握のため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
25	地域健康福祉室 (母子保健担当)	保育幼稚園入園課	①子ども子育て支援システム 保育所利用状況 ②幼稚園・認可外保育施設の利用状況	①保育所在籍状況、認定こども園の在籍状況 ②氏名(漢字・カナ)、住所、生年月日、所属幼稚園・認可外保育施設名、認可外認定開始日、認定終了日	①乳幼児健康診査未受診児の中には、養育支援の特に必要な家庭の子どもである場合が考えられ、児童虐待につながるリスクが高い。児童虐待の発生予防を目的に、乳幼児健康診査未受診児における、児の保育所在籍状況と認定こども園の在籍状況を確認するため ②乳幼児健康診査未受診児の状況把握のため 乳幼児健康診査未受診児の中には、養育支援の特に必要な家庭の子どもである場合が考えられ、児童虐待につながるリスクが高い。児童虐待の発生予防を目的に、乳幼児健康診査未受診児における、児の幼稚園・認可外保育施設の利用状況を確認するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
26	地域健康福祉室 (母子保健担当)	市民室	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
27	地域健康福祉室 (母子保健担当)	市民室	住民基本台帳	国籍、本籍、在留カード等の番号	乳幼児健康診査未受診児の中には、養育支援の特に必要な家庭の子どもである場合が考えられ、児童虐待につながるリスクが高い。その乳幼児健康診査未受診児のうち、枚方市に住民票を置いたまま海外居住していると把握したものについて、東京出入国在留管理局へ出入(帰)国記録を照会するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
28	地域健康福祉室 (母子保健担当)	医療助成課	医療助成事務支援システム 「子ども医療費助成」「ひとり親家庭医療費助成」「重度障害者医療費助成」の各給付ファイル	各医療の受給者に対する医療費助成状況	乳幼児健康診査未受診児の状況把握のため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
29	新型コロナワクチン 接種対策室	市民室	住民基本台帳	整理番号、個人番号、氏名、かな氏名、生年月日、性別、減異動日、減異動事由、転入前住所、転出先住所	事前の接種予約から当日の接種受付、接種履歴の管理までのワクチン接種業務に係る市民の情報の一元的な管理・利用及び国が整備している「ワクチン接種記録システム(VRS)」を利用するため	令和3年3月29日から 令和3年3月31日まで
30	新型コロナワクチン 接種対策室	広報プロモーション課	点字・録音広報読者名簿	点字広報・録音広報(CD・カセットテープ別)の配付対象者の氏名及び住所	新型コロナワクチン接種券送付時の封筒に点字を貼付し対象者に発送するため	令和3年3月23日から 令和3年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利用目的	令和2年度中の利用期間
31	福祉指導監査課	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	受給者別給付状況一覧ファイル	サービス提供年月日、被保険者氏名、被保険者番号、事業所名、事業所番号、保険者名、保険者番号、要介護度、サービス種類、計画単位数、給付単位数、保険給付額、公費負担額、利用者負担額	サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、行政上の措置に該当若しくはその疑いのある場合、又は介護報酬の請求について不正等が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとるため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
32	保健医療課	地域健康福祉室 (障害福祉担当)	自立支援医療(精神通院)事務連絡綴 自立支援医療(精神通院)進達綴	自立支援医療(精神通院)受給の有無 自立支援医療(精神通院)受給の内容(有効期限、通院先医療機関、使用している健康保険種別)	①自動車税減免申請に係る生計同一証明書交付にかかる受給資格要件確認のため ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請、通報又は届出があったものについての調査を行うため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
33	保健医療課	地域健康福祉室 (障害福祉担当)	精神障害者保健福祉手帳事務連絡等綴	精神保健福祉手帳所持の有無 精神保健福祉手帳の内容(等級、有効期限、更新手続の有無)	①自動車税減免申請に係る生計同一証明書交付にかかる受給資格要件確認のため ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3までの規定による申請、通報又は届出があったものについての調査を行うため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
34	保健医療課	市民室	住民基本台帳	異動年月日、異動届年月日、異動事由、世帯番号、宛名番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、続柄、住所、消除日、前住所、転出予定地	精神保健業務の対象者の管理のため	令和2年6月15日から 令和3年3月31日まで
35	保健衛生課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、宛名番号、異動日、異動届出日、異動事由、住民日、住民届出日、住定日、住定届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード等	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防接種に係る業務に必要なため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
36	保健衛生課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先・転入前住所、世帯主氏名、世帯番号、宛名番号、異動日、異動届出日、異動事由、住民日、住民届出日、住定日、住定届出日、住定事由、方書、処理日、誤謬、外国人住民日、コード等	無許可営業等の旅館業に対する監視・指導業務に使用するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
37	保健衛生課	下水道管理課	宅内改造工事に係る申請履歴	浄化槽から公共下水道に改造工事を行った住所、氏名	浄化槽台帳に登録されている浄化槽の中で、廃止届未提出のものを廃止するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
38	子ども青少年政策課	年金児童手当課	児童扶養手当資格者ファイル	氏名、住所、住基個人番号・世帯番号、該当事由、資格状況	「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」策定のため、ひとり親家庭等を対象にアンケート調査を実施するにあたり、調査対象者を抽出するため	令和2年3月5日から 令和2年4月13日まで
39	子ども青少年政策課	医療助成課	ひとり親家庭医療費助成制度対象者ファイル	氏名、住所、宛名番号	「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」策定のため、ひとり親家庭等を対象にアンケート調査を実施するにあたり、調査対象者を抽出するため	令和2年3月5日から 令和2年4月13日まで
40	子ども青少年政策課	保育幼稚園入園課	保育児童台帳ファイル	児童の氏名、住所、児童の生年月日、保護者の氏名、宛名番号、世帯番号、在籍施設、送付先登録状況	「子どもの学び・発達支援のための図書カード配布事業」を実施するにあたり、図書カード配付対象者を抽出するため	令和2年6月4日から 令和2年6月9日まで
41	子ども青少年政策課	市民室	住民基本台帳、DV支援措置者情報	氏名、住所、生年月日、世帯主の氏名、宛名番号、世帯番号、DV等支援措置の有無	「子どもの学び・発達支援のための図書カード配布事業」を実施するにあたり、図書カード配付対象者を抽出するため	令和2年5月26日から 令和2年6月9日まで
42	子ども青少年政策課	住宅まちづくり課	枚方市三世代家族・定住促進補助金交付申請等台帳	氏名、生年月日、住所	枚方市結婚新生活支援補助金は、夫婦のいずれも過去に枚方市三世代家族・定住促進補助金の交付決定を受けていないことを交付要件としていることから、過去の交付状況を確認するため	令和2年4月13日から 令和3年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利用目的	令和2年度中の利用期間
43	公立保育幼稚園課	市民室	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
44	保育幼稚園入園課	市民室	DV等支援措置申出者情報	支援措置申出者の氏名、生年月日、住所、宛名番号、同時に支援を求める人の氏名、生年月日、住所、宛名番号、申出者との関係、受付日、支援措置期間	DV等支援措置対象者について、現住所の漏えい防止等、個人情報の保護を図るため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
45	環境政策室 (環境保全担当)	納税課	収納ファイル	滞納(有、無)	枚方市規格葬儀に関する協定を更新するにあたり、取扱店が有資格者(市税の滞納がないこと)であることを確認するため	令和2年12月25日から令和3年3月8日まで
46	都市計画課	資産税課	土地課税台帳	土地課税台帳の現況地目、現況における農小屋の有無、固定資産税等の減額措置の手続きの有無、納税者氏名・住所	生産緑地地区の追加指定を検討する際、指定にあたり、支障が無いかを確認するため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
47	都市計画課	資産税課	土地課税台帳	納税義務者名、納税義務者の住所	茄子作地区において、都市計画法第19条第1項に基づく土地区画整理事業の都市計画決定に向けた検討を行っており、事前に土地活用に係る意向調査実施のために、関係地権者に意向調査票を送付するため	令和2年8月18日から令和3年3月31日まで
48	土木政策課	資産税課	令和2年度固定資産税課税台帳	土地所有者の住所、氏名、地番、地目、地積、評価額、税額	土木部中部別館に清涼飲料水自動販売機を設置する事業者の選定に際し、最低使用料の算定に必要なため	令和3年1月7日から令和3年3月31日まで
49	交通対策課	市民税課	軽自動車税課税台帳	軽自動車税課税者の住所・氏名	「枚方市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、駅前から撤去した原動機付自転車を所有者に返還するため	令和2年4月6日から令和3年3月31日まで
50	営業料金課	地域健康福祉室 (生活福祉担当)	生活保護DB、生活保護ケースファイル	個人番号、カナ氏名、保護開始日、保護廃止日、保護停止日、保護停止解除日、世帯員氏名、住所、居住地(施設入所先等)、施設等入退所年月日	水道料金等減免資格認定のため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
51	営業料金課	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	要介護認定情報	要介護状態区分、認定日、有効期間	水道料金等減免資格の確認のため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
52	営業料金課	地域健康福祉室 (障害福祉担当)	身体障害者更生指導台帳 療育手帳交付台帳 精神障害者保健福祉手帳事務連絡綴	対象者氏名、宛名番号、住所、交付日、再交付日、障害の等級、有効期限、喪失年月日	水道料金等減免資格の確認のため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
53	営業料金課	市民室	住民基本台帳	住所、氏名、生年月日、転居年月日及び住所、転出年月日及び住所	下水道事業受益者負担金の請求及び未収金徴収のため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
54	営業料金課	市民室	住民基本台帳(異動変動)ファイル、住民基本台帳(全件)ファイル	個人カナ氏名、個人漢字氏名、整理(宛名)番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、異動日、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日	水道料金等の請求及び還付のため 水道料金等減免資格認定のため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
55	営業料金課	市民税課	市民税業務ファイル(課税台帳、個人基本)	合計所得金額、所得の内訳、分離所得、市民税額、府民税額、年税額、専従者控除額、資料番号、控除対象配偶者、扶養人数、専従者区分、専従者人数、年度、宛名コード、徴収区分、非課税区分、賦課氏名カナ	水道料金等減免資格認定のため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
56	営業料金課	年金児童手当課	児童扶養手当資格ファイル	証書番号、受給者氏名、宛名番号、住所、喪失年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利用目的	令和2年度中の利用期間
57	営業料金課	年金児童手当課	特別児童扶養手当資格喪失届一覧表 特別児童扶養手当支給区分変更者一覧表	証書番号、受給者氏名、宛名番号、住所、停止年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
58	営業料金課	資産税課	土地課税台帳及び固定資産(土地)地番参考図	土地に係る項目(地番、登記及び現況地目、所有者の氏名、フリガナ及び住所、地積、生産緑地並びに市街化調整区域の指定有無、私道負担部分の有無、特別高圧送電線路線下指定の有無) 課税状況に係る項目(相続関連、送付先)	賦課対象者(受益者)及び賦課対象地の確定と受益者負担金額の算定のため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
59	上水道管理課	営業料金課	①水栓マスター ②使用者マスター ③調定マスター	①水栓番号(A・B) ②使用者番号 ③使用者カナ氏名 ④使用者電話番号 ⑤使用者住所 ⑥業種 ⑦メータ番号 ⑧メータ口径 ⑨訂正水量(なければ今回使用水量。なお、受水槽方式は親水量) ⑩調定年月 ⑪地区番号 ⑫用途 ⑬親子情報 ⑭戸数	枚方市水道施設情報管理システムにデータの取り込み、各種業務(断水情報・水理解析・管網計算・基図修正等)に利用するため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
60	上水道管理課	資産税課	土地・家屋課税台帳	土地の所在(枚方市)、地番、評価額	水道管布設用地の借地料算定のため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
61	下水道管理課	市民税課	軽自動車税課税台帳	軽自動車税課税者の住所、氏名	水路敷の適正な維持管理を行なうため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
62	下水道管理課	資産税課	家屋課税台帳	家屋・所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、所有者の住所・氏名	水洗便所等の普及促進を図り、もって環境衛生の向上に資するため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
63	下水道管理課	地域健康福祉室(生活福祉担当)	生活保護ケースファイル	公共下水道開始区域内にて、生活保護受給者が所有する建築物の件数	補助金の適用に使用するため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
64	上水道工務課	資産税課	固定資産税課税台帳	土地所有者氏名、住所	配水管更新工事に係る地権者連絡先確認のため	令和2年4月13日から令和3年3月31日まで
65	教育政策課	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、通称名、生年月日、性別	枚方市成人祭事業に伴う、各種案内通知発送及び市民アンケート発送のため	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
66	教育支援推進室(学事保健担当)	市民室	住民基本台帳	学齢児童・生徒の保護者氏名(父又は母)	学齢簿作成にあたり、住民記録で確認できない場合に閲覧するため また、就学時健康診断通知、就学通知を該当児童・生徒の保護者に郵送するにあたり、住民記録で確認できない場合に閲覧するため	令和2年6月11日から令和3年3月31日まで
67	教育支援推進室(学事保健担当)	おいしい給食課	枚方市就学援助受給中学生の学校給食注文情報	申請番号、氏名カナ、月別の注文分学校給食費	枚方市就学援助の学校給食費支給のため	令和2年8月16日から令和3年3月31日まで
68	教育支援推進室(児童生徒支援担当)	保育幼稚園入園課	障害児関係綴	令和3年度就学予定幼児のうち、保育士又は保育教諭の加配の特例対象幼児の名前・性別・生年月日・保育所名	令和3年度就学指導に資するため	令和2年6月5日から令和2年7月31日まで
69	教育支援推進室(児童生徒支援担当)	保育幼稚園入園課	保育所入所申込書・認定こども園利用調整申込書兼保育児童台帳	令和3年度就学予定幼児のうち、障害児保育制度対象幼児の名前・性別・生年月日・保育所名・保護者名・住所及び特例加配対象幼児の保護者名・住所	令和3年度就学指導に資するため	令和2年6月5日から令和2年7月31日まで
70	教育支援推進室(児童生徒支援担当)	市立ひらかた子ども発達支援センター	障害児関係綴	令和3年度就学予定幼児のうち、保育士又は保育教諭の加配の特例対象幼児の名前・性別・生年月日	令和3年度就学指導に資するため	令和2年6月5日から令和2年7月31日まで

NO	目的外利用 をした課名	個人情報を 保管する課名	個人情報ファイルの名称	個人情報の項目	利用目的	令和2年度中の 利用期間
71	選挙管理委員会事務局	市民室	住民基本台帳	個人カナ氏名、個人漢字氏名、個人番号、性別、生年月日、続柄、届出日、住所コード、郵便番号、現住所、現住所方書、通称名、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、世帯番号、世帯主漢字氏名、本籍地、本籍地方書、筆頭者漢字氏名、異動日、異動事由、住民届出日、住民日、住定届出日、住定日、住定事由、転出地住所、減届出日、減異動事由、転出地住所方書、減異動日、処理日、誤謬、世帯内順序、再転入フラグ、外字作成中フラグ、入力地、外国人住民日、DVフラグ、DVフラグ設定日、DVフラグ解除日	選挙人名簿作成、選挙人名簿抄本閲覧及び選挙事務で利用するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
72	農業委員会事務局	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システム	納税義務者の氏名・生年月日・性別・続柄・住所・世帯、共有構成員、所在地、市街化区分、土地評価情報（地目・地積）、登記情報	農地の所有者、耕作者、地目、面積等の情報を参照するための農地基本台帳管理システムを運用するため	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

※個人番号は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された個人番号ではありません。

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員

(1) 審議会委員

審議会は、15人以内の学識経験者及び市民団体又は関係団体を代表する者の委員で構成され、枚方市附属機関条例の規定により「枚方市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項」、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べることができます。

表12 審議会委員名簿

(令和3年(2021年)3月31日現在)

役職	氏名	推薦団体・役職等
会長	塚本勝俊	大阪工業大学教授
副会長	堀内康德	弁護士
委員	石橋勇治	枚方市PTA協議会
委員	岸本和代	枚方市民生委員児童委員協議会
委員	坂口孝司	枚方市コミュニティ連絡協議会
委員	高橋節子	枚方地区人権擁護委員会
委員	田代香織	一般社団法人枚方市医師会
委員	新島佳世子	枚方・交野地区更生保護女性会
委員	野田隆	奈良女子大学教授
委員	端山雅樹	北大阪商工会議所
委員	廣井慧	京都大学防災研究所准教授
委員	本多滝夫	龍谷大学教授
委員	山田昇	枚方市青少年育成指導員連絡協議会

(注) 委員の任期は、令和2年(2020年)10月26日から令和4年(2022年)10月25日まで又は令和3年(2021年)3月1日から令和5年(2023年)2月28日までの2年間

2. 審議会開催状況

(1) 開催日及び諮問案件

令和2年度（2020年度）の審議会は、以下のとおり6回開催されました。

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和2年（2020年）7月16日（木）

諮問案件

- 第618号 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報の本人又はその法定代理人以外のものからの収集について
- 第619号 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る要配慮個人情報の収集について
- 第620号 新型コロナウイルス感染症に関する帰国者フォローアップシステム（検疫システム）導入による電気通信回線の接続について
- 第621号 大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システム（kintone）の電気通信回線による接続について
- 第622号 新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の電気通信回線による接続について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和2年（2020年）8月27日（木）

諮問案件

- 第623号 コロナ対策実施店舗応援事業に係る保有個人情報の外部提供について
- 第624号 食品衛生申請等システムの利用に伴う保有個人情報の外部提供について
- 第625号 食品衛生申請等システムにおける電子計算機の電気通信回線による接続について
- 第626号 （仮称）枚方市子ども見守りシステムの構築に伴う子どもに関する情報の収集及び利用体制について
- 第627号 本市の施設等に設置する防犯カメラ等の設置及び運用に関する基準の改正について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和2年（2020年）10月21日（水）

諮問案件

- 第628号 新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の電気通信回線による接続について

第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和2年（2020年）11月18日（水）

諮問案件

第629号 コロナ対策実施店舗応援事業に係る個人情報の本人又はその法定代理人以外のものからの収集について

第630号 コロナ対策実施店舗応援事業に係る保有個人情報の外部提供について

第5回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和3年(2021年)2月16日(火)

諮問案件

第631号 新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種円滑化システム(V-SYS)の電気通信回線による接続について

第6回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 令和3年(2021年)3月25日(木)

諮問案件

第632号 新型コロナウイルス感染症に関する新型コロナワクチン接種予約システムの電気通信回線による接続について

第633号 新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種記録システム(VRS)の電気通信回線による接続について

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員

(1) 審査会委員

審査会は、5人以内の学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第14条及び枚方市個人情報保護条例第28条に規定する審査請求について審査します。

表13 審査会委員名簿

(令和3年(2021年)3月31日現在)

役職	氏名	職業・役職等
委員	小関伸吾	弁護士
委員	佐伯彰洋	同志社大学法学部教授
委員	田近肇	近畿大学大学院法務研究科教授
委員	宮村教平	佛教大学教育学部講師
委員	山本香織	弁護士

(注) 委員の任期は、令和2年(2020年)10月15日から令和4年(2022年)10月14日までの2年間

2. 諮問された審査請求の処理状況

(1) 処理状況

令和2年度（2020年度）に審査会に新たに諮問された審査請求は1件で、保有情報公開請求に係る決定についてのもの（市長に対するもの）でした。

令和2年度（2020年度）に審査会で審査された諮問案件は2件で、このうち、2件について同年度に答申がありました。

表14 審査された諮問案件の処理状況 (単位：件)

区 分	諮問件数	処 理 内 訳					審 査 中
		却 下	全部認容	一部認容	棄 却	取 下 げ	
保有情報公開請求	(1)	—	—	—	(1)	—	—
保有個人情報開示請求	(1)	—	—	—	(1)	—	—

(注) () は、前年度の審査請求分です。

3. 審査会開催状況

(1) 開催状況及び諮問案件

令和2年度（2020年度）は、次の案件の審査のため、3回開催されました。

案件① 「業務名：地盤沈下一級水準測量委託 開札日：2018/08/08 の設計図書に付いて、積算内訳（金入内訳書、代価表）の公開」の保有情報公開請求の却下についての審査請求に対する裁決について

案件② 「平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日間の障害福祉室及び保健予防課において、本人について会議した記録及び相談にきた者の記録文書」「平成〇〇年〇〇月〇〇日の保健予防課の訪問に関する文書」の保有個人情報部分開示決定及び保有個人情報存否応答拒否決定についての審査請求に対する裁決について

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和2年（2020年）6月8日（月）

審査事項 上記案件①について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和2年（2020年）7月6日（月）

審査事項 上記案件①及び②について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 令和2年（2020年）9月14日（月）

審査事項 上記案件②について

表 1 5 諮問された審査請求の内容等

(令和3年(2021年)3月31日現在)

審査請求日	審査請求に係る情報の内容及び実施機関	決定内容等	諮問日、答申日 及び裁決内容
審査請求 R1. 8. 16 保有個人情報開示	請求者について会議した記録及び請求者について相談に来た者の記録文書、保健予防課の訪問に関する文書 市長（地域健康福祉室障害福祉担当、保健予防課）	部分公開 存否応答拒否	諮問日 R2. 2. 19 答申日 R2. 10. 12 答申内容 実施機関の決定は、妥当である 裁決日 R2. 10. 12 裁決内容 棄却
審査請求 R2. 1. 20 保有情報公開	業務名：地盤沈下一級水準測量委託 開札日：2018/08/08 の設計図書に付いて、積算内訳（金入内訳書、代価表）の公開 市長（施設整備室）	却下	諮問日 R2. 4. 21 答申日 R2. 7. 10 答申内容 実施機関の決定は、妥当である 裁決日 R2. 7. 17 裁決内容 棄却

参 考 资 料

1. 保有情報公開の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
1	R2. 4. 1	R2. 4. 10	令和2年度機構改革の実施についての回議書	公開	総合政策部 行革推進課	
2	R2. 4. 1	R2. 5. 12	①運用規定の保育無償化後～昨年度までに提出されたもの(園名、実費負担分がわかる所)で市内認可保育園 ②2019年度保育所調査(市内認可保育園)施設名、建物設備の状況について、児童の状況について、職員の状況について、施設職員について、非常勤職員について、派遣職員について、児童の保育の状況について、保育内容について、保護者負担金について、食事管理状況について(1)～(5)①までのうち② <対象文書> ・2019年度保育所調査(市内認可保育所42園分)	部分公開 5-1 5-3 5-5	健康福祉部 福祉指導監査課	決定期間 延長決定 R2. 4. 10
3	R2. 4. 1	R2. 4. 10	保育園(所)運営規程(30施設分)	部分公開 5-3	子ども未来部 私立保育幼稚園課	
4	R2. 4. 2	R2. 4. 16	1. 公共下水道藤阪南町1丁目地区污水管実施設計委託 2. 公共下水道長尾東町2丁目地区污水管実施設計委託 3. 公共下水道長尾元町3丁目地区他污水管実施設計委託 4. 公共下水道春日野1丁目地区污水管実施設計委託 上記委託業務に係る金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 污水整備課	
5	R2. 4. 2	R2. 4. 14	2019年4月16日に公告のあった以下の設計業務に係る金入り設計書 楠葉中町地区雨水管整備実施設計委託	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課	
6	R2. 4. 14	—	枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇の解体を行った業者の解体のリサイクル法届出書、委任状 時期：平成28年1月頃	取下げ	環境部 環境指導課	
7	R2. 5. 7	R2. 5. 14	住居表示台帳の写し	公開	市民生活部 市民室	
8	R2. 5. 7	R2. 5. 25	令和元年度 高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託に係る金入り設計書 令和元年度 中宮浄水場2・4号ろ過池砂等入替委託に係る金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 浄水課	決定期間 延長決定 R2. 5. 13
9	R2. 6. 2	R2. 6. 12	R2 史跡楠葉台跡管理業務委託に係る設計図書(代価表は除く)、当初分のみ	部分公開 5-7	観光にぎわい部 文化財課	
10	R2. 6. 2	R2. 6. 15	R2 中部地区街路樹管理委託 R2 南部地区街路樹管理委託 R2 北部地区街路樹管理委託 H31 公園等夏期剪定作業委託(南部地区) H31 公園等夏期剪定作業委託(中部地区) H31 公園等夏期剪定作業委託(北部地区) H31 公園等冬期剪定作業委託(南部地区) H31 公園等冬期剪定作業委託(中部地区) R2 公園等草刈作業委託(北部A地区) R2 公園等草刈作業委託(北部B地区) R2 公園等草刈作業委託(中部A地区) R2 公園等草刈作業委託(中部B地区) R2 公園等草刈作業委託(南部地区) R2 公園等春期剪定作業委託(北部地区) R2 公園等春期剪定作業委託(南部地区) R2 関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1) R2 関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その2) R2 関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その3) R2 岡東中央公園年間管理委託 R2 御殿山・牧野駅前花壇等管理委託 R2 車塚公園管理業務委託 R2 樟葉駅前花壇等管理委託 R2 枚方市駅前花壇他管理委託 R2 津田・枚方公園駅前花壇等管理委託 R2 天野川緑道管理業務委託 上記案件に係る設計図書(代価表は除く)、当初分のみ	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
11	R2. 6. 2	R2. 6. 10	令和2年度 水面廻廊樹木管理委託の金入り設計書 令和2年度 出口排水路他除草委託の金入り設計書 令和2年度 新安居川他除草委託の金入り設計書 令和2年度 北谷川他除草委託の金入り設計書 令和2年度 枚方1号水路他除草委託の金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	
12	R2. 6. 2	R2. 6. 9	蹉跎小学校他5校除草作業委託 開成小学校他5校除草作業委託 高陵小学校他4校除草作業委託 第一中学校他4校除草作業委託 第三中学校他5校除草作業委託 中宮中学校他5校除草作業委託 枚方中学校他5校除草作業委託 明倫小学校他5校除草作業委託 に係る令和2年度の金入り変更設計書の全て(代価表は除く)(当初分のみ)	部分公開 5-7	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	
13	R2. 6. 2	R2. 6. 15	岡東中央公園他管理業務委託 上記案件に係る令和元年度の金入り設計書の全て(代価表含む)(変更分のみ)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
14	R2. 6. 5	R2. 6. 15	・2019年度卒枚方市立中学校卒業生進路先一覧表(令和2年3月31日時点) ・2019年度進路指導まとめ	公開	教育委員会 学校教育部 教育支援推進室	
15	R2. 6. 16	R2. 7. 30	「枚方市議会報第325号掲載の枚方市駅周辺再整備にかかわった説明の資料の③街区の市街地再開発事業の市負担額75億円の積算根拠資料全て(いつ決まったか、どこで、だれが)」のうち「枚方市議会報第325号掲載の枚方市駅周辺再整備にかかわった説明の資料の③街区の市街地再開発事業の市負担額75億円の積算根拠資料全て」 <対象文書> 1. 枚方市駅周辺再整備ビジョン市街地再開発等調査及び基本計画策定支援業務報告書 ③街区資金計画 2. 第9回枚方市駅周辺再整備活性化推進委員会 資料 枚方市駅前行政サービスの再編に向けた考え方(案)③街区新旧配置	部分公開 5-1 5-3 5-6	市駅周辺等 まち活性化部	決定期間 延長決定 R2. 6. 26
16	R2. 6. 16	R2. 7. 30	「枚方市議会報第325号掲載の枚方市駅周辺再整備にかかわった説明の資料の③街区の市街地再開発事業の市負担額75億円の積算根拠資料全て(いつ決まったか、どこで、だれが)」のうち、「いつ決まったか、どこで、だれが」	不存在 ※1	市駅周辺等 まち活性化部	
17	R2. 6. 18	R2. 7. 2	1. 令和2年度に枚方市と枚方シルバー人材センターとの間に締結した自転車駐車場管理委託契約に係る契約書・仕様書及びシルバー人材センターからの同委託契約に係る見積書 2. 枚方市役所本庁舎周辺の土地で総務管理課所管の土地に係る「清掃契約書・仕様書」 <対象文書> 来庁者自転車駐車場管理委託に係る業務委託契約書(令和2年(2020年)度) 来庁者自転車駐車場管理委託仕様書(令和2年(2020年)度) 来庁者自転車駐車場管理委託に係る見積書(令和2年(2020年)度) 庁舎清掃業務委託に係る業務委託契約書及び変更契約書(契約期間:平成30年3月30日から令和3年3月31日) 庁舎清掃業務委託仕様書(契約期間:契約締結日から令和3年3月31日)	部分公開 5-3	総務部 総務管理室 (総務管理担当)	
18	R2. 6. 19	—	消費生活センター相談員の募集要項(最新) 相談員全員の勤務年数及び資格がわかるもの	取下げ	市民生活部 消費生活センター	
19	R2. 6. 29	R2. 7. 6	中宮中央線 ○○番地先 買収図面(土地取得関係書類 売買第○○)	部分公開 5-1	総務部 総務管理室 (財産管理担当)	
20	R2. 7. 6	R2. 7. 17	急傾斜地除草委託 上記案件に係る平成31年度の金入り設計書の全て	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
21	R2. 7. 20	R2. 8. 3	開発事業に伴う事前協議書及び、現況図、土地利用計画図、造成平面図、造成断面図、給排水計画図、合成図(個人情報を除く)(受付番号:都調○○号、受付年月日:令和○○年○○月○○日)	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
22	R2. 7. 28	—	養父元町公園づくりに関する当時の協議会の資料及び建設にかかった費用	取下げ	土木部 みち・みどり室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
23	R2. 7. 31	R2. 8. 12	「照度測定記録票(香里ヶ丘図書館新築工事分)」 ＜対象文書＞ (1)照度測定記録表 (2)1階照度測定記録	公開	都市整備部 施設整備室	
24	R2. 8. 5	R2. 8. 19	急傾斜地除草委託 上記業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
25	R2. 8. 5	R2. 9. 18	新型コロナウイルス対策本部議事録一式 ＜対象文書＞ 第1回～第33回 枚方市新型コロナウイルス対策本部会議 会議録	公開	健康福祉部 健康福祉総務課	決定期間 延長決定 R2. 8. 17
26	R2. 8. 6	R2. 9. 8	〇〇の法人設立認可申請書に添付された土地の贈与契約書	部分公開 5-1	健康福祉部 福祉指導監査課	決定期間 延長決定 R2. 8. 19
27	R2. 8. 11	R2. 8. 21	①平成13年度・保育所施設整備費府費補助金(国・府補助事業)の内示に伴う「枚方市民間保育所整備費補助金交付要綱」に基づく市補助金の予算化についての決裁起案文(添付資料除く) ②平成15年、16年度の保育所整備計画についての香里ヶ丘保育園の回答	部分公開 5-3	子ども未来部 私立保育幼稚園課	
28	R2. 8. 13	R2. 8. 27	・蹉跎・牧野図書館の平成31年度の指定管理料、そのうち分け ・菅原・御殿山図書館、津田・楠葉図書館の31年度の指定管理料、そのうち分け ＜対象文書＞ 楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館・津田生涯学習市民センター・津田図書館・御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館・菅原生涯学習市民センター・菅原図書館・蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館・牧野生涯学習市民センター・牧野図書館・牧野北分館・令和元年度(2019年)事業報告書 収支報告	公開	観光にぎわい部 文化生涯学習課	
29	R2. 8. 28	R2. 9. 2	住居表示台帳の写し	公開	市民生活部 市民室	
30	R2. 9. 11	R2. 9. 25	令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇歯科の診療所廃止届 ＜対象文書＞ 診療所廃止届出書(医師開設)(令和〇〇年〇〇月〇〇日収受保医医第〇〇号)	部分公開 5-1	健康福祉部 保健所 保健医療課	
31	R2. 9. 15	R2. 9. 29	・H28 公園等冬期剪定作業委託(南部B地区) ・H29 公園等夏期剪定作業委託(中部小規模) 上記業務に係る金入り設計書の全て(代価表を含む) (変更があれば変更分も)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
32	R2. 9. 15	R2. 9. 29	・H27 公園等春期剪定作業委託(北部B地区) ・H27 公園等冬期剪定作業委託(南部路線) ・H28 公園等春期剪定作業委託(北部A地区) ・H28 公園等夏期剪定作業委託(中部小規模) ・H28 公園等冬期剪定作業委託(中部B地区) ・H30 公園等冬期剪定作業委託(南部B地区) 上記業務に係る金入り設計書の全て(代価表を含む) (変更があれば変更分も)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
33	R2. 9. 15	R2. 9. 29	・H28 公園等冬期剪定作業委託(南部路線) ・H29 公園等夏期剪定作業委託(南部小規模) ・H31 公園等夏期剪定作業委託(中部小規模) 上記業務に係る金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も)※消費税のみ変更分は除く	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
34	R2. 9. 15	R2. 9. 29	・H31 公園等冬期剪定作業委託(南部小規模) 上記業務に係る金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
35	R2. 9. 15	R2. 9. 29	・H28 公園等春期剪定作業委託(南部路線) ・H29 公園等冬期剪定作業委託(中部B地区) 上記業務に係る金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
36	R2. 9. 15	R2. 9. 29	・H27 公園等夏期剪定作業委託(中部小規模) ・H28 公園等冬期剪定作業委託(南部小規模) ・H29 公園等春期剪定作業委託(北部A地区) ・H30 公園等冬期剪定作業委託(南部小規模) 上記業務に係る金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
37	R2. 9. 16	R2. 9. 29	・H27 公園等春期剪定作業委託(北部A地区) ・H30 公園等夏期剪定作業委託(南部小規模) 上記業務に係る金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
38	R2. 9. 16	R2. 9. 29	・R2 公園等夏期剪定作業委託(中部地区) ・R2 公園等夏期剪定作業委託(南部地区) ・R2 公園等夏期剪定作業委託(北部地区) 上記業務に係る設計図書(代価表は除く) 当初分のみ	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
39	R2. 9. 17	R2. 9. 29	・H30 公園等春期剪定作業委託(北部A地区) ・H31 公園等冬期剪定作業委託(北部地区) 上記業務に係る金入り設計書の全て(代価表は含む) (変更があれば変更分も)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
40	R2. 9. 23	R2. 10. 6	「枚方市駅周辺再整備第一種市街地再開発事業(③街区)事業の財源内訳について 約9億円(市負担額) ～再開発事業補助金約18億円の増について～ 根拠資料と再開発組合と枚方市との間の決定過程一式資料」 ＜対象文書＞ 1. 枚方市駅周辺地区市街地再開発組合からの要望書(令和〇〇年〇〇月〇〇日) 2. 令和2年8月都市経営会議資料(枚方市駅周辺再整備基本計画等策定の進め方及び枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業の支援の考え方について)	部分公開 5-3	市駅周辺等まち 活性化部	
41	R2. 9. 28	R2. 10. 9	・H27 公園等冬期剪定作業委託(中部A地区) ・H30 公園等夏期剪定作業委託(中部小規模) ・H31 公園等夏期剪定作業委託(南部小規模) 上記業務に係る金入り設計図書の全て(代価表は含む) (変更があれば変更分も)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
42	R2. 9. 28	R2. 10. 9	・H28 公園等夏期剪定作業委託(南部小規模) 上記業務に係る金入り設計図書の全て(代価表は含む) (変更があれば変更分も)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
43	R2. 9. 29	R2. 10. 13	令和元年度シルバー補助金実績報告書 ＜対象文書＞ 「令和元年度枚方市高齢者能力活用推進事業補助金の交付額確定及び精算について」(令和2年3月31日付け決裁文書)	部分公開 5-1 5-3	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	
44	R2. 10. 7	R2. 10. 15	「特定建築物一覧(2020年10月6日現在)＜情報提供項目＞施設名、延べ面積、用途」 ＜対象文書＞ 特定建築物届出施設一覧(令和2年10月6日現在)	公開	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
45	R2. 10. 14	R2. 10. 27	枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇先の水路占用に係る占用許可申請書及び許可書一式(当初書類一式、最新書類一式のみ) ＜対象文書＞ 土管水占〇〇第〇〇号 ・法定外公共物使用等許可書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け) ・条件 ・法定外公共物使用許可等申請書(工作物、物件等の設置等用)一式(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ・(案)法定外公共物使用等許可書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け) ・条件 ・6. 工作物及び使用料内訳 ・法定外公共物使用許可等申請書一式(工作物、物件等の設置等用)(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)	部分公開 5-1 5-3	上下水道局 上下水道経営部 下水道管理課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
46	R2.10.20	R2.11.4	・公園等夏期剪定作業委託(北部地区) ・公園等夏期剪定作業委託(中部地区) ・公園等夏期剪定作業委託(南部地区) 上記業務に係る令和2年度の金入り設計図書の全て(代価表含む)変更があれば変更分も	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
47	R2.10.21	R2.10.29	下水道管理課所管 公共・公益施設移管、帰属、寄付申請書 (ファイルNo.〇〇)に添付の同意書	部分公開 5-1 5-3	上下水道局 上下水道経営部 下水道管理課	
48	R2.10.27	R2.11.6	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け内部通報(総コ推第〇〇号収受)に関する文書	存否応答拒否 5-7	総務部 コンプライアンス推進課	
49	R2.11.4	R2.11.18	請求書別紙の交通規制の予告をする看板を1.2km手前に設置(掲出)する法的根拠を示す文書	不存在 ※2	土木部 交通対策課	
50	R2.11.9	R2.11.24	保存年限内の文書のうち、受理した内部通報に係る文書 <対象文書> 平成27年4月1日から本決定の起案日までに受理した内部通報に係る文書	非公開 5-1 5-4 5-7	総務部 コンプライアンス推進課	
51	R2.11.13	R2.11.27	請求書の添付資料(写真・地図)にある貼紙と看板を設置した決裁文書 設置目的、設置期限(設置日含) 設置費用(看板製作費他)等が判明出来るもの	不存在 ※3	土木部 土木政策課	
52	R2.11.25	R2.12.7	高齢者交通安全・シルバーゾーン標識について(請求書の添付資料参照のこと) 1 この標識の法的根拠を示す資料 2 この標識の設置に係る資料(文書) 特に市内設置場所、方法等が判明できるもの	不存在 ※4	土木部 交通対策課	
53	R2.12.1	R2.12.10	請求書の添付資料1~2(写真・地図)にある看板「この道路 駐車厳禁」に係る法定根拠を示す文書 注)参考資料参照のこと	不存在 ※5	土木部 交通対策課	
54	R2.12.2	R2.12.15	南楠葉2丁目口径200mm以下配水管改良工事に係る金入り設計書 R2.9(当初分のみ)	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 上水道工務課	
55	R2.12.2	R2.12.16	(1)「中宮北小学校教室棟トイレ改修工事」の金入り設計書 (2)「蹠陀小学校北教室棟トイレ改造工事」の金入り設計書	部分公開 5-7	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課	
56	R2.12.4	R2.12.18	請求書の添付資料(写真1~5、地図)にあるA形バリカー17台(黄色)の全ての設置に係る文書	不存在 ※6	土木部 道路河川管理課	
57	R2.12.7	R2.12.21	請求書の添付資料(写真・地図)にある看板「ふれあいと対話が楽しく明るい社会」に係る全ての文書(①~③等) ①看板設置の許可(申請)文書 ②看板の維持・管理の文書 ③小学校施設に設置掲出する法的根拠	不存在 ※7	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	
58	R2.12.10	R2.12.23	広報ひらかた「短信コーナー」記事掲載取扱基準の改正について (平成19年(2007年)4月27日部長決裁)	公開	市長公室 広報プロモーション課	
59	R2.12.11	R2.12.24	令和2年11月30日付けで大阪府労働委員会が枚方市に発した救済命令書 <対象文書> 命令書(平成31年(不)第2号及び令和元年(不)第18号併合事件)	部分公開 5-1	総務部 職員課	
60	R2.12.15	R2.12.24	南部生涯学習市民センターのWi-Fiの設置費用の要求が分かるもの (令和3年度)(予算要求書) 上記のことが分かる部分に限る。 <対象文書> 令和3年度当初歳出予算要求書 臨時的経費 (南部生涯学習市民センターのWi-Fiの設置費用の部分に限る)	部分公開 5-3	観光にぎわい部 文化生涯学習課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
61	R2. 12. 18	R2. 12. 25	9/23～12/4にとりくまれた中学校給食の保護者向け、生徒向けに配布されたプリント(趣旨とか、アンケート用紙など) <対象文書> (1)「臨時的な中学校給食提供体制の検証」の実施について(保護者向け) (2) 臨時的な中学校給食提供体制の検証 アンケート調査の実施について及びそのアンケート用紙 (3) 臨時的な中学校給食提供体制の検証とアンケート調査の実施について及びそのアンケート用紙	公開	教育委員会 総合教育部 おいしい給食課	
62	R2. 12. 23	R2. 12. 28	①2019年1月18日から2020年11月30日までの府労委にかかる弁護士との契約書とその費用がわかるもの。 ②訴えの提起についての庁内会議、打合せの議事録、配布資料の一切について。 ③訴えの提起の決裁文書と一切の添付資料。 のうち③ <対象文書> 回議書「訴えの提起について」(令和2年(2020年)12月15日市長決裁)及びその添付資料	部分公開 5-1 5-3	総務部 職員課	
63	R2. 12. 23	R2. 12. 28	①2019年1月18日から2020年11月30日までの府労委にかかる弁護士との契約書とその費用がわかるもの。 ②訴えの提起についての庁内会議、打合せの議事録、配布資料の一切について。 ③訴えの提起の決裁文書と一切の添付資料。 のうち②	不存在 ※8	総務部 職員課	
64	R2. 12. 23	R2. 12. 28	①2019年1月18日から2020年11月30日までの府労委にかかる弁護士との契約書とその費用がわかるもの。 ②訴えの提起についての庁内会議、打合せの議事録、配布資料の一切について。 ③訴えの提起の決裁文書と一切の添付資料。 のうち① <対象文書> ①訴訟委託等契約書(平成31年(2019年)1月28日締結分) ②訴訟委託等契約書(平成31年(2019年)4月1日締結分) ③訴訟委託等契約書(令和元年(2019年)8月6日締結分) ④訴訟委託等契約書(令和2年(2020年)4月1日締結分) ⑤請求書(平成31年(2019年)3月29日付け)(大阪府労働委員会平成31年(不)第2号不当労働行為救済申立事件についての着手金に係るもの) ⑥請求書(令和2年(2020年)3月31日付け)(大阪府労働委員会令和元年(不)第18号不当労働行為救済申立事件についての着手金に係るもの)	部分公開 5-1 5-3	総務部 コンプライアンス推進課	
65	R2. 12. 25	R3. 1. 8	新型コロナウイルス対策本部会議の議事録 (令和2年12月4日、11日開催分) <対象文書> 第37回、第38回 枚方市新型コロナウイルス対策本部会議 会議録	公開	健康福祉部 健康福祉総務課	
66	R2. 12. 28	R3. 1. 8	枚方市駅周辺再整備基本計画(素案)、枚方市新庁舎整備基本構想(素案)の市民説明会・パブリックコメント実施に関する決裁文書と一切の添付資料 (1)パブリックコメント実施について決裁文書一式(パブリックコメント資料は除く) (2)市民説明会の開催に係るホームページの更新についての決裁文書一式	公開	市駅周辺等 まち活性化部	
67	R2. 12. 28	R3. 1. 8	枚方市駅周辺再整備基本計画(素案)、枚方市新庁舎整備基本構想(素案)の市民説明会、パブリックコメント実施に関わる庁内会議もしくは打ち合わせ会議の議事録と配布資料の一切。	不存在 ※9	市駅周辺等 まち活性化部	
68	R3. 1. 4	—	・ 史跡楠葉台場跡管理業務委託 上記業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も)	取下げ	観光にぎわい部 文化財課	
69	R3. 1. 4	—	・ 道路用地除草委託 上記業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も)	取下げ	土木部 道路河川整備課	
70	R3. 1. 4	—	・ 除草作業委託(南部) ・ 除草作業委託(北部) 上記業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も)	取下げ	上下水道局 上下水道事業部 浄水課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
71	R3. 1. 4	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枚方中学校他5校除草作業委託 ・ 明倫小学校他5校除草作業委託 ・ 高陵小学校他4校除草作業委託 ・ 第一中学校他4校除草作業委託 ・ 第三中学校他5校除草作業委託 ・ 中宮中学校他5校除草作業委託 ・ 蹉跎小学校他5校除草作業委託 ・ 開成小学校他5校除草作業委託 上記業務に係る令和2年度の金入り設計書の全て(代価表含む) (変更があれば変更分も)	取下げ	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	
72	R3. 1. 12	R3. 1. 25	(1) 第37回 枚方市新型コロナウイルス対策本部会議資料 2-01-1 大阪モデル「レッドステージ」期間中の市関連施設の運営について (2) 第38回 新型コロナウイルス対策本部会議資料 1-01-1 12月16日(水)以降の市所管施設の運営について	公開	健康福祉部 健康福祉総務課	
73	R3. 1. 12	R3. 2. 25	第39回 新型コロナウイルス対策本部会議会議録 第40回 新型コロナウイルス対策本部会議会議録	部分公開 5-1	健康福祉部 健康福祉総務課	決定期間 延長決定 R3. 1. 26
74	R3. 1. 12	R3. 1. 26	市民説明会中止に関わる決裁文書とすべての添付資料・すべての配布資料 <対象文書> ・ 市民説明会の中止について(R3. 1. 8付け 市駅周辺等まち活性化部長決裁)の決裁文書一式	公開	市駅周辺等 まち活性化部	
75	R3. 1. 12	R3. 1. 26	③街区再開発事業 準備組合2019年度補助金交付申請書 組合2020年度補助金交付申請書 <対象文書> 1. 枚方市市街地再開発事業補助金交付申請書(令和〇〇年〇〇月〇〇日) 2. 枚方市市街地再開発事業補助金事情変更等届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日) 3. 枚方市市街地再開発事業補助金交付申請書(枚駅組第〇〇-〇〇令和〇〇年〇〇月〇〇日)	部分公開 5-3	市駅周辺等 まち活性化部	
76	R3. 1. 13	R3. 2. 4	次の都市経営会議に係る会議録 (1) 平成30年(2018年)5月1日開催分 (2) 平成30年(2018年)5月11日、15日、17日開催分 (3) 平成30年(2018年)6月12日開催分(持ち回り会議に係る記録文書) (4) 平成30年(2018年)7月6日開催分 (5) 平成30年(2018年)7月17日開催分 (6) 平成30年(2018年)8月10日開催分 (7) 平成30年(2018年)8月23日、24日開催分 (8) 平成30年(2018年)9月6日開催分 (9) 平成30年(2018年)9月12日開催分 (10) 平成30年(2018年)9月26日開催分 (11) 平成30年(2018年)10月18日開催分 (12) 平成30年(2018年)11月1日、5日、6日開催分 (13) 平成30年(2018年)11月19日開催分 (14) 平成30年(2018年)11月22日開催分 (15) 平成30年(2018年)12月14日開催分 (16) 平成30年(2018年)11月30日、12月5日、13日、21日、平成31年(2019年)1月11日開催分 (17) 平成30年(2018年)12月25日、26日、平成31年(2019年)1月10日、11日、15日、16日、21日開催分 (18) 平成31年(2019年)2月4日、5日、6日開催分 (19) 平成31年(2019年)3月5日開催分 (20) 平成31年(2019年)3月27日開催分 (21) 平成31年(2019年)4月26日開催分 (22) 令和元年(2019年)5月14日、15日、16日開催分 (23) 令和元年(2019年)5月24日開催分 (24) 令和元年(2019年)9月5日、6日開催分 (25) 令和元年(2019年)9月20日開催分 (26) 令和元年(2019年)11月11日、12日、15日開催分	公開	総合政策部 企画政策課	決定期間 延長決定 R3. 1. 26

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
			(27) 令和元年(2019年)11月21日開催分 (28) 令和元年(2019年)11月29日、12月3日、26日、令和2年(2020年)1月9日、14日、15日、16日、20日、2月7日開催分 (29) 令和2年(2020年)1月24日、27日、28日開催分 (30) 令和2年(2020年)2月18日開催分 (31) 令和2年(2020年)4月20日開催分 (32) 令和2年(2020年)4月27日開催分 (33) 令和2年(2020年)5月13日開催分 (34) 令和2年(2020年)5月20日開催分 (35) 令和2年(2020年)6月3日開催分 (36) 令和2年(2020年)6月19日開催分 (37) 令和2年(2020年)7月21日開催分 (38) 令和2年(2020年)8月4日、5日、7日開催分 (39) 令和2年(2020年)9月4日開催分 (40) 令和2年(2020年)10月1日開催分 (41) 令和2年(2020年)11月5日、6日、9日開催分 (42) 令和2年(2020年)11月20日開催分 (43) 令和2年(2020年)12月2日、3日開催分 (44) 令和2年(2020年)12月25日開催分 (45) 令和3年(2021年)1月6日開催分 (46) 令和3年(2021年)1月12日開催分			
77	R3. 1. 13	R3. 1. 25	開発事業に伴う事前協議書に係る土地利用計画図(印影、個人情報を除く) (受付番号: 都調第〇〇-〇〇-〇〇号 受付年月日: 令和〇〇年〇〇月〇〇日)	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
78	R3. 1. 15	R3. 1. 27	令和〇〇年〇〇月〇〇日付「境界確認書」の鑑及び境界確定図 境界を確認した土地の表示 甲の土地: 〇〇排水路(枚方市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇地先) 乙の土地: 枚方市〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇の一部 ただし、個人情報及び印影を除く <対象文書> ①境界確認書(令和〇〇年〇〇月〇〇日付 〇〇排水路分) ②①に添付の境界確定図 ※個人情報及び印影を除く	公開	上下水道局 上下水道経営部 下水道管理課	
79	R3. 1. 26	R3. 1. 28	藤阪南町2丁目地区 地区計画 企画提案書(個人情報を除く)	公開	都市整備部 都市計画課	
80	R3. 1. 29	R3. 2. 10	「①受付番号 駅活第〇〇号(2019年度)に対する交付決定通知書、近況報告書、着手届、完了届、遂行状況報告書、完了実績報告書 ②2020年度 駅活第〇〇号に対する交付決定通知書、着手届、遂行状況報告書 ③市街地再開発事業補助金交付要綱」のうち「受付番号駅活第〇〇号(2019年度)に対する近況報告書、完了届、完了実績報告書以外の文書」 <対象文書> 1. 枚方市市街地再開発事業補助金交付決定通知書(駅活第〇〇号令和〇〇年〇〇月〇〇日) 2. 枚方市市街地再開発事業着手届(令和〇〇年〇〇月〇〇日) 3. 枚方市市街地再開発事業遂行状況報告書(令和〇〇年〇〇月〇〇日) 4. 枚方市市街地再開発事業補助金交付決定通知書(駅活第〇〇号令和〇〇年〇〇月〇〇日) 5. 枚方市市街地再開発事業着手届(枚駅組第〇〇-〇〇号令和〇〇年〇〇月〇〇日) 6. 枚方市市街地再開発事業遂行状況報告書(枚駅組第〇〇-〇〇号令和〇〇年〇〇月〇〇日) 7. 枚方市市街地再開発事業補助金交付要綱	部分公開 5-3	市駅周辺等 まち活性化部	
81	R3. 1. 29	R3. 2. 10	「①受付番号 駅活第〇〇号(2019年度)に対する交付決定通知書、近況報告書、着手届、完了届、遂行状況報告書、完了実績報告書 ②2020年度 駅活第〇〇号に対する交付決定通知書、着手届、遂行状況報告書 ③市街地再開発事業補助金交付要綱」のうち「受付番号駅活第〇〇号(2019年度)に対する近況報告書、完了届、完了実績報告書」	不存在 ※10	市駅周辺等 まち活性化部	
82	R3. 2. 2	R3. 2. 16	請求書の添付資料(地図・写真)にある看板「選挙運動用ポスター等の掲示禁止について」に係る学校施設(フェンス)に設置している根拠となる文書(許可書等)並びにその設置許可ルール文	不存在 ※11	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
83	R3. 2. 4	R3. 2. 12	・令和2年度 道路照明灯点検委託(令和2年8月6日開札)に係る金入り設計書 ・令和2年度 道路照明灯点検委託に係る金入り変更設計書 (代価表含む)	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
84	R3. 2. 9	R3. 2. 24	開発調整課(〇〇開発地)〇〇〇〇丁目〇〇-〇〇を含む開発地の29条の副本の下記資料及び開発の関係書類 ・給排水平面図・擁壁の断面図、展開図・土地利用計画図 ・擁壁の土質資料・工事写真 ※個人情報及び印影を除く <対象文書> 〇〇〇〇丁目〇〇-〇〇を含む開発地の29条の副本の下記資料及び開発の関係書類 土地利用計画図、給・排水平面図、コンクリート擁壁配筋構造図(H-1.65型 H-1.80型、H-2.35m型、H-2.60m型)、間知ブロック積擁壁構造図、擁壁展開図、室内土質試験結果成績書、同工事写真	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
85	R3. 2. 10	R3. 2. 24	学校施設の「防犯カメラ作動中」の看板に係る情報公開 ①看板をこの位置に設置する法的根拠となる文書 ②防犯カメラの設置位置と看板設置位置の合理的関係を示す文書(カメラ機能の関係) <対象文書> (1)小学校における監視カメラの設置、購入について(平成21年12月3日付け管理部長決裁) 監視カメラの設置について(通知) (2)小学校における監視カメラ用看板の購入、設置について(平成23年1月19日付け教育総務課長決裁) 監視カメラ用プレートの増設について(通知)	部分公開 5-1	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	
86	R3. 2. 22	—	中核市になってから独立するまで大阪府に動物の飼養管理を委託する際の積算根拠の書類	取下げ	健康福祉部 保健所 保健衛生課	
87	R3. 2. 22	R3. 3. 8	令和〇〇年〇〇月〇〇日に提出された建築行為に伴う事前協議書(〇〇枚-〇〇号)に係る配置図、立面図、断面図 ※個人情報及び印影を除く。	公開	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
88	R3. 3. 4	R3. 3. 18	「平成24・27・30年度の路線価算定表(請求書別紙(一)、(二)の各路線)」のうち路線番号〇〇以外のもの <対象文書> (1)次の路線番号における平成24・27・30年度の路線価算定表 〇〇 (2)次の路線番号における平成27・30年度の路線価算定表 〇〇	公開	市民生活部 税務室 資産税課	
89	R3. 3. 4	R3. 3. 18	「平成24・27・30年度の路線価算定表(請求書別紙(一)、(二)の各路線)」のうち路線番号〇〇に該当するもの	不存在 ※12	市民生活部 税務室 資産税課	
90	R3. 3. 8	R3. 3. 22	枚方市教育委員会事務局学校教育部放課後子ども課の令和2年度各留守家庭児童会室運営における消耗品全体の予算額・支出額・残額について <対象文書> 令和2年度留守家庭児童会室消耗品予算検索結果一覧[令和3年(2021年)3月18日現在]	公開	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課	
91	R3. 3. 8	R3. 3. 19	「宮之阪・有澤総合病院新築工事」に係る ①開発者に係る行政文書目録全て (開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成30年度第〇〇号)) ②令和〇〇年〇〇月〇〇日住民説明会に係る「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」第11条第2項に基づき枚方市長へ届出た資料一式 ③開発者等と枚方市が同条例第5条第1項に基づき取り交わした文書(覚書) (都調第〇〇号の協議内容について、交換した覚書) ④同条例第5条第2項「当該紛争が生じた場合、誠意をもって、これを解決しなければならない」に関して「紛争」の定義を定めた文書、及びこの条例に違反すれば開発者等への罰則規定が置かれているが「罰則規定」が適用される定義を定めた文書 なお、それが市の裁量やケースバイケースであった場合は、その旨で判断すると意思決定された文書のうち①と③ <対象文書> ①開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成30年度第〇〇号) ②都調第〇〇号の協議内容について、交換した覚書	部分公開 5-1 5-3	都市整備部 開発指導室 開発調整課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
92	R3.3.8	R3.3.19	「宮之阪・有澤総合病院新築工事」に係る ①開発者に係る行政文書目録全て (開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成30年度第〇〇号)) ②令和〇〇年〇〇月〇〇日住民説明会に係る「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」第11条第2項に基づき枚方市長へ届出た資料一式 ③開発者等と枚方市が同条例第5条第1項に基づき取り交わした文書(覚書) (都調第〇〇号の協議内容について、交換した覚書) ④同条例第5条第2項「当該紛争が生じた場合、誠意をもって、これを解決しなければならない」に関して「紛争」の定義を定めた文書、及びこの条例に違反すれば開発者等への罰則規定が置かれているが「罰則規定」が適用される定義を定めた文書 なお、それが市の裁量やケースバイケースであった場合は、その旨で判断すると意思決定された文書のうち②と④	不存在 ※13	都市整備部 開発指導室 開発調整課	
93	R3.3.11	R3.3.23	平成27年度総務管理課発注の〇〇との委託契約書及び仕様書 ただし、来庁者等駐輪場管理事務委託に係るもの(印影を除く) <対象文書> 来庁者等駐輪場管理事務委託に係る契約書(平成27年度) 来庁者等駐輪場管理事務委託仕様書(平成27年度)	公開	総務部 総務管理室 (総務管理担当)	
94	R3.3.11	R3.3.29	枚方市駅周辺再整備基本計画(素案)及び枚方市新庁舎整備基本構想(素案)についてのパブリックコメントの提出された意見一式(メール及びインターネット受付分)	部分公開 5-1 5-3	市駅周辺等 まち活性化部	
95	R3.3.11	R3.3.29	枚方市駅周辺再整備基本計画(素案)及び枚方市新庁舎整備基本構想(素案)についてのパブリックコメントの提出された意見一式(FAXと手紙と意見箱)	部分公開 5-1 5-3	市駅周辺等 まち活性化部	
96	R3.3.11	R3.3.25	令和3年度史跡楠葉台場跡管理業務委託に係る金入り設計書	部分公開 5-7	観光にぎわい部 文化財課	
97	R3.3.11	R3.3.25	道路用地除草委託業務に係る金入り設計書(代価表含む)	部分公開 5-7	土木部 道路河川整備課	
98	R3.3.11	R3.3.23	南部地区街路樹管理委託 中部地区街路樹管理委託 北部地区街路樹管理委託 関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その3) 関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その2) 関西電力高圧線下緑地管理業務委託(その1) 天野川緑道管理委託業務 車塚公園管理業務委託 岡東中央公園年間管理委託 御殿山・牧野駅前花壇等管理委託 津田・枚方公園駅前花壇等管理委託 樟葉駅前花壇等管理委託 枚方市駅前花壇他管理委託 公園等春期剪定作業委託(南部地区) 公園等春期剪定作業委託(中部地区) 公園等春期剪定作業委託(北部地区) 南部道路除草委託 中部道路除草委託 北部道路除草委託 公園等草刈作業委託(南部地区) 公園等草刈作業委託(中部B地区) 公園等草刈作業委託(中部A地区) 公園等草刈作業委託(北部B地区) 公園等草刈作業委託(北部A地区) 小規模公園草刈作業委託(南部地区) 小規模公園草刈作業委託(中部地区) 小規模公園草刈作業委託(北部地区) に係る金入り設計書	部分公開 5-7	土木部 みち・みどり室	
99	R3.3.11	R3.3.22	「枚方中学校他5校除草作業委託」「招堤中学校他4校除草作業委託」「第二中学校他5校除草作業委託」「香里小学校他5校除草作業委託」「春日小学校他5校除草作業委託」「中宮北小学校他5校除草作業委託」「船橋小学校他5校除草作業委託」「菅原東小学校他5校除草作業委託」に係る令和2年度の金入り変更設計書の全て	部分公開 5-7	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	
100	R3.3.11	R3.3.23	・除草作業委託(南部) ・除草作業委託(北部) 上記業務に係る令和3年度金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 浄水課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
101	R3. 3. 11	R3. 3. 16	令和3年度 新安井川他除草委託に係る金入り設計書 令和3年度 枚方1号水路他除草委託に係る金入り設計書 令和3年度 出口排水路他除草委託に係る金入り設計書 令和3年度 北谷川他除草委託に係る金入り設計書 令和3年度 水面回廊樹木管理委託に係る金入り設計書	部分公開 5-7	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	
102	R3. 3. 15	R3. 3. 29	請求書の添付資料1~3の看板について、①看板設置の根拠となる文書並びに②看板を長期に掲出する根拠となる文書	不存在 ※14	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	
103	R3. 3. 15	R3. 3. 18	請求書の添付資料1~7の看板(写真参照)について、①看板設置の法的根拠となる文書並びに②看板を長期に掲出する根拠となる文書	不存在 ※15	土木部 交通対策課	
104	R3. 3. 15	R3. 3. 26	(1)平成30年1月1日以降、貴市に対して行われた情報公開請求のうち、貴市及び〇〇(以下「請求人」という)間の契約書、協議録等、請求人に関連する文書の開示を求める全ての情報公開請求(以下「本請求」という)に係る請求の内容、貴市の決定の内容及びその理由が記載された一切の文書(情報公開請求書、処分決定通知書、公開された文書を含む) (2)本請求に係る貴市内部での協議・審議内容について記載された一切の文書 (3)本請求に対する貴市の決定に対して提起された審査請求(以下「本審査請求」という)に係る請求の内容、貴市の裁決の内容及びその理由が記載された一切の文書(審査請求書、裁決書を含む) (4)本審査請求に係る貴市内部(貴市情報公開審査会を含む)での協議・審議内容について記載された一切の文書(貴市情報公開審査会が本審査請求の調査審議に際して参照した一切の文書を含む)のうち(3)及び(4)	不存在 ※16	総務部 コンプライアンス推進課	
105	R3. 3. 15	R3. 3. 26	(1)平成30年1月1日以降、貴市に対して行われた情報公開請求のうち、貴市及び〇〇(以下「請求人」という)間の契約書、協議録等、請求人に関連する文書の開示を求める全ての情報公開請求(以下「本請求」という)に係る請求の内容、貴市の決定の内容及びその理由が記載された一切の文書(情報公開請求書、処分決定通知書、公開された文書を含む) (2)本請求に係る貴市内部での協議・審議内容について記載された一切の文書 (3)本請求に対する貴市の決定に対して提起された審査請求(以下「本審査請求」という)に係る請求の内容、貴市の裁決の内容及びその理由が記載された一切の文書(審査請求書、裁決書を含む) (4)本審査請求に係る貴市内部(貴市情報公開審査会を含む)での協議・審議内容について記載された一切の文書(貴市情報公開審査会が本審査請求の調査審議に際して参照した一切の文書を含む)のうち (1) <対象文書> ①「別紙関連の〇〇より寄贈を受けた喫煙所に係る全ての文書(経緯、喫煙所/図面、仕様etc)」の部分公開について(平成31年3月29日付け総務部長決裁)の回議書一式 ②「別館東側屋外に設置している来庁者用の喫煙スペースに係る文書」の保有情報の部分公開について(令和元年(2019年)10月21日付け部長決裁)の回議書一式	部分公開 5-1 5-3	総務部 総務管理室 (総務管理担当)	
106	R3. 3. 15	R3. 3. 26	(1)平成30年1月1日以降、貴市に対して行われた情報公開請求のうち、貴市及び〇〇(以下「請求人」という)間の契約書、協議録等、請求人に関連する文書の開示を求める全ての情報公開請求(以下「本請求」という)に係る請求の内容、貴市の決定の内容及びその理由が記載された一切の文書(情報公開請求書、処分決定通知書、公開された文書を含む) (2)本請求に係る貴市内部での協議・審議内容について記載された一切の文書 (3)本請求に対する貴市の決定に対して提起された審査請求(以下「本審査請求」という)に係る請求の内容、貴市の裁決の内容及びその理由が記載された一切の文書(審査請求書、裁決書を含む) (4)本審査請求に係る貴市内部(貴市情報公開審査会を含む)での協議・審議内容について記載された一切の文書(貴市情報公開審査会が本審査請求の調査審議に際して参照した一切の文書を含む)のうち(2)	不存在 ※17	総務部 総務管理室 (総務管理担当)	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
107	R3. 3. 15	R3. 3. 25	(1)平成30年1月1日以降、貴市に対して行われた情報公開請求のうち、貴市及び〇〇(以下「請求人」という)間の契約書、協議録等、請求人に関連する文書の開示を求める全ての情報公開請求(以下「本請求」という)に係る請求の内容、貴市の決定の内容及びその理由が記載された一切の文書(情報公開請求書、処分決定通知書、公開された文書を含む) (2)本請求に係る貴市内部での協議・審議内容について記載された一切の文書 (3)本請求に対する貴市の決定に対して提起された審査請求(以下「本審査請求」という)に係る請求の内容、貴市の裁決の内容及びその理由が記載された一切の文書(審査請求書、裁決書を含む) (4)本審査請求に係る貴市内部(貴市情報公開審査会を含む)での協議・審議内容について記載された一切の文書(貴市情報公開審査会が本審査請求の調査審議に際して参照した一切の文書を含む)のうち (1) <対象文書> 枚方市情報公開条例に基づく保有個人情報公開請求のあった「寄贈を受けた喫煙所に係る文書」の公開について(平成31年3月29日付け部長決裁回議書一式)	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境政策室 (廃棄物施策担当)	
108	R3. 3. 15	R3. 3. 25	(1)平成30年1月1日以降、貴市に対して行われた情報公開請求のうち、貴市及び〇〇(以下「請求人」という)間の契約書、協議録等、請求人に関連する文書の開示を求める全ての情報公開請求(以下「本請求」という)に係る請求の内容、貴市の決定の内容及びその理由が記載された一切の文書(情報公開請求書、処分決定通知書、公開された文書を含む) (2)本請求に係る貴市内部での協議・審議内容について記載された一切の文書 (3)本請求に対する貴市の決定に対して提起された審査請求(以下「本審査請求」という)に係る請求の内容、貴市の裁決の内容及びその理由が記載された一切の文書(審査請求書、裁決書を含む) (4)本審査請求に係る貴市内部(貴市情報公開審査会を含む)での協議・審議内容について記載された一切の文書(貴市情報公開審査会が本審査請求の調査審議に際して参照した一切の文書を含む)のうち (2)	不存在 ※18	環境部 環境政策室 (廃棄物施策担当)	
109	R3. 3. 15	R3. 3. 24	(1)平成30年1月1日以降、貴市に対して行われた情報公開請求のうち、貴市及び〇〇(以下「請求人」という)間の契約書、協議録等、請求人に関連する文書の開示を求める全ての情報公開請求(以下「本請求」という)に係る請求の内容、貴市の決定の内容及びその理由が記載された一切の文書(情報公開請求書、処分決定通知書、公開された文書を含む) (2)本請求に係る貴市内部での協議・審議内容について記載された一切の文書 (3)本請求に対する貴市の決定に対して提起された審査請求(以下「本審査請求」という)に係る請求の内容、貴市の裁決の内容及びその理由が記載された一切の文書(審査請求書、裁決書を含む) (4)本審査請求に係る貴市内部(貴市情報公開審査会を含む)での協議・審議内容について記載された一切の文書(貴市情報公開審査会が本審査請求の調査審議に際して参照した一切の文書を含む)のうち (1) <対象文書> ・「枚方市情報公開条例に基づく保有個人情報公開請求のあった「岡東中央公園に設置された「公衆喫煙所」の計画段階での決裁表書1枚」の公開について」平成30年12月11日付け部長決裁回議書一式、保有個人情報公開決定通知書の控え ・「保有個人情報公開請求書」平成31年4月19日付け部長決裁回議書一式、保有情報部分公開決定通知書控え ・「枚方市情報公開条例に基づく公開請求のあった「添付文書(公相第〇〇号)にあるA「〇〇」の保有情報不存在について」令和元年6月18日付け副市長決裁回議書一式、保有情報不存在決定通知控え	部分公開 5-1 5-3	環境部 環境政策室 (環境保全担当)	
110	R3. 3. 15	R3. 3. 24	(1)平成30年1月1日以降、貴市に対して行われた情報公開請求のうち、貴市及び〇〇(以下「請求人」という)間の契約書、協議録等、請求人に関連する文書の開示を求める全ての情報公開請求(以下「本請求」という)に係る請求の内容、貴市の決定の内容及びその理由が記載された一切の文書(情報公開請求書、処分決定通知書、公開された文書を含む) (2)本請求に係る貴市内部での協議・審議内容について記載された一切の文書 (3)本請求に対する貴市の決定に対して提起された審査請求(以下「本審査請求」という)に係る請求の内容、貴市の裁決の内容及びその理由が記載された一切の文書(審査請求書、裁決書を含む) (4)本審査請求に係る貴市内部(貴市情報公開審査会を含む)での協議・審議内容について記載された一切の文書(貴市情報公開審査会が本審査請求の調査審議に際して参照した一切の文書を含む)のうち (2)	不存在 ※19	環境部 環境政策室 (環境保全担当)	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
111	R3. 3. 15	R3. 3. 26	(1)平成30年1月1日以降、貴市に対して行われた情報公開請求のうち、貴市及び〇〇(以下「請求人」という)間の契約書、協議録等、請求人に関連する文書の開示を求める全ての情報公開請求(以下「本請求」という)に係る請求の内容、貴市の決定の内容及びその理由が記載された一切の文書(情報公開請求書、処分決定通知書、公開された文書を含む) (2)本請求に係る貴市内部での協議・審議内容について記載された一切の文書 (3)本請求に対する貴市の決定に対して提起された審査請求(以下「本審査請求」という)に係る請求の内容、貴市の裁決の内容及びその理由が記載された一切の文書(審査請求書、裁決書を含む) (4)本審査請求に係る貴市内部(貴市情報公開審査会を含む)での協議・審議内容について記載された一切の文書(貴市情報公開審査会が本審査請求の調査審議に際して参照した一切の文書を含む) のうち(1) <対象文書> 岡東中央公園の喫煙所に係る文書(保有情報公開請求)(平成31年4月23日付け土木部長裁決)に係る回議書一式	部分公開 5-1 5-3	土木部 みち・みどり室	
112	R3. 3. 15	R3. 3. 26	(1)平成30年1月1日以降、貴市に対して行われた情報公開請求のうち、貴市及び〇〇(以下「請求人」という)間の契約書、協議録等、請求人に関連する文書の開示を求める全ての情報公開請求(以下「本請求」という)に係る請求の内容、貴市の決定の内容及びその理由が記載された一切の文書(情報公開請求書、処分決定通知書、公開された文書を含む) (2)本請求に係る貴市内部での協議・審議内容について記載された一切の文書 (3)本請求に対する貴市の決定に対して提起された審査請求(以下「本審査請求」という)に係る請求の内容、貴市の裁決の内容及びその理由が記載された一切の文書(審査請求書、裁決書を含む) (4)本審査請求に係る貴市内部(貴市情報公開審査会を含む)での協議・審議内容について記載された一切の文書(貴市情報公開審査会が本審査請求の調査審議に際して参照した一切の文書を含む) のうち(2)	不存在 ※20	土木部 みち・みどり室	
113	R3. 3. 17	R3. 3. 31	①国勢調査に対する職員の人数とその期間 ②経費(費用): 国からの支給分、市の持出分 のうち、国からの支給分 <対象文書> (1)令和2年国勢調査 実施準備状況報告(第1回) (2)令和2年国勢調査 実施準備状況報告(第2回) (3)令和2年度統計調査市町村交付金(令和2年国勢調査経費)の交付について(通知)(令和2年4月2日付け総第1062号) (4)令和2年度統計調査市町村交付金(令和2年国勢調査経費)の交付について(通知)(令和2年6月19日付け総第1062-2号)	公開	令和2年国勢調査 枚方市実施本部事務局	
114	R3. 3. 17	R3. 3. 31	①国勢調査に対する職員の人数とその期間 ②経費(費用)国からの支給分、市の持出分 のうち経費(費用)市の持出分	不存在 ※21	令和2年国勢調査 枚方市実施本部事務局	
115	R3. 3. 18	R3. 3. 31	道路境界確定申請書一式(添付書類・参考資料)事務取扱要領 確定要綱 申請地 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇 〇〇 <対象文書> 公共用地境界確定申請書 〇〇	部分公開 5-3	土木部 道路河川管理課	
116	R3. 3. 18	—	「ひらかたポイント」について ①費用(これまでの分と今後発生するもの) ②店舗数(現状と目標 いつまでに)	取下げ	健康福祉部 健康福祉総務課	
117	R3. 3. 19	R3. 3. 31	請求書の添付資料の写真・地図にある看板の設置に係る文書 (1)看板設置当初の許可及び目的に関する文書 (2)現在時(1)の看板を断続掲出する設置基準(理由)文書	不存在 ※22	上下水道局 上下水道経営部 下水道管理課	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	決定内容等(注)	主管課	備考
118	R3. 3. 29	R3. 4. 12	公有財産無償貸付契約書 (所在地〇〇町〇〇番〇〇)	部分公開 5-3	子ども未来部 私立保育幼稚園課	

(注) 5-〇は、枚方市情報公開条例に規定する次の非公開情報に該当するとして、公開されなかった部分があることを示しています。

- 5-1…第5条第1号 個人に関する情報
- 5-2…第5条第2号 法令秘情報
- 5-3…第5条第3号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
- 5-4…第5条第4号 任意提供情報
- 5-5…第5条第5号 公共の安全等に関する情報
- 5-6…第5条第6号 審議、検討等情報
- 5-7…第5条第7号 事務又は事業に関する情報

不存在の理由

- ※1 市負担額の75億円のうち、道路、市駅前広場整備等に要する費用や事業に関する補助金に係る内容は、過年度の委託業務の成果物として取得したものであり、新庁舎整備及び市駅前行政サービスの再編に関する経費に係る内容は、想定する面積や単価等から類推したものであり、それぞれの算定根拠自体について「いつ決まったか、どこで、だれが」が分かる資料を作成していないため。
- ※2 本件請求に対応する文書は作成していないため。
- ※3 本件請求内容にある貼紙と看板の設置について、決裁文書及び設置目的、設置期間、設置費用等が判明できる文書を作成していないため。
- ※4 本件請求に対応する文書は現に保有していないため。
- ※5 表示内容に関する根拠を示す文書がないため。
- ※6 本件請求に係る文書を作成していないため。
- ※7 現に該当する文書は保有していないため。なお、該当の看板は設置から長期間が経過しているため、設置の経緯や関係文書が発生したかどうかは不明です。
- ※8 本件請求に係る訴えの提起については、庁内会議、打合せは行っていないため。
- ※9 パブリックコメント及び市民説明会の実施についての庁内会議及び打ち合わせ会議は行っていないことから、本請求に係る文書は存在していないため。
- ※10 近況報告書は、本市が枚方市駅周辺地区市街地再開発組合に対し提出を要するものではなく、提出されていないため。また、完了届及び完了実績報告書は、枚方市駅周辺地区市街地再開発組合による令和元年(2019年度)補助事業が現在遂行中であり、提出されていないため。
- ※11 請求に係る看板の設置根拠に該当する文書は現に保有しておらず、該当する文書が発生したかどうか不明であるため。設置に関するルールがないため。
- ※12 該当する路線番号が存在しないため。
- ※13 本請求において対象とされる届出がないため。本請求に対応するものを作成していないため。
- ※14 請求に係る看板の設置根拠及び長期に掲出する根拠に該当する文書は現に保有しておらず、該当する文書が発生したかどうか不明であるため。
- ※15 看板設置の法的根拠となる文書及び看板を長期に掲出する根拠となる文書は、現に保有していないため。
- ※16 請求の対象とされた審査請求は、行われていないため。
- ※17 請求の対象とされた協議・審議内容について記載された文書は作成していないため。
- ※18 本請求において、対象とされた協議・審議内容について記載された文章は作成していないため。
- ※19 本請求において、対象とされた協議・審議内容について記載された文書は作成していないため。
- ※20 本請求について、本市内部での協議・審議内容の記載された書類は作成していないため。
- ※21 起案日時点で市の持出分の経費(費用)は発生していないため。
- ※22 本件請求に係る看板標識の設置時期が不明であり、当該看板の設置に係る文書は、現に保有していないため。

2. 保有情報公開の申出の内容等

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
1	R2. 4. 1	R2. 4. 7	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 (地域)枚方市全域 (対象)飲食店営業(令和2年3月1日～令和2年3月31日の新規営業許可)(自動販売機・移動店舗・廃業及び露店を除く) (内容)施設名・施設電話番号・施設所在地・営業者氏名(法人の場合は代表者氏名)・許可年月日 <対象文書> 飲食店営業一覧(3月新規)	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
2	R2. 4. 2	R2. 4. 9	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
3	R2. 4. 6	R2. 4. 14	開発行為許可申請書 枚方市指令都査 第〇〇-〇〇号に係る、擁壁type4500スラブ跳ね出しの構造計算書及びボーリング資料とそれに基づく地盤改良検討資料 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
4	R2. 4. 10	R2. 4. 16	第四中学校グラウンド排水改修実施設計委託及び杉中学校公共下水道汚水切替実施設計委託に係る金入り設計書	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	部分公開 5-7	
5	R2. 4. 10	R2. 4. 22	管路施設耐震診断調査業務委託(汚水)、公共下水道春日野1丁目地区污水管実施設計委託、公共下水道長尾元町3丁目地区他污水管実施設計委託、公共下水道長尾東町2丁目地区污水管実施設計委託、公共下水道藤阪南町1丁目地区污水管実施設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 污水整備課	部分公開 5-7	
6	R2. 4. 10	R2. 4. 23	楠葉中町地区雨水管整備実施設計委託、管路施設耐震診断調査業務委託(雨水)に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課	部分公開 5-7	
7	R2. 4. 24	R2. 5. 22	大気汚染防止法における、下記条件に該当する揮発性有機化合物排出施設設置届出書(※1)あるいは使用届出書(※1)及び最新の変更届出書(※1,2)の写し ※1: 様式第2の2及び別紙1・別紙2 ※2: 大気汚染防止法第17条7における変更届出書(無い場合は不要) <条件> ・処理施設(様式第2の2の別紙2に記載)を有する施設で最新年度の届出のみ <対象文書> 揮発性有機化合物排出施設変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 環公セ第〇〇号)鑑、別紙1、別紙2 揮発性有機化合物排出施設設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 環公セ第〇〇号)鑑、別紙1、別紙2 揮発性有機化合物排出施設設置届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 環公第〇〇号)鑑、別紙1、別紙2 揮発性有機化合物排出施設変更届出書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受 環公第〇〇号)鑑、別紙1、別紙2	環境部 環境指導課	部分公開 5-1 5-3	決定期間 延長決定 R2. 5. 8
8	R2. 4. 24	R2. 5. 14	指定避難所である下記小中学校5校の体育館について、それぞれ使用している板ガラスの種類と面積が分かる資料(図面や建具表など) ・小学校4校: 殿山第二小学校、氷室小学校、明倫小学校、枚方小学校 ・中学校1校: 桜丘中学校 <対象文書> 建具表(殿山第二小学校、氷室小学校、明倫小学校、枚方小学校、桜丘中学校分)	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	公開	決定期間 延長決定 R2. 5. 8

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
9	R2. 4. 30	R2. 5. 14	1. 令和2年3月31日現在までに枚方市の認可を受けた食品営業許可施設の全業種一覧の下記項目(ただし、自動販売機を利用して行う営業、自動車を利用して行う営業、露店形態又は臨時的な営業、短期間又は季節的な営業及びすでに廃業又は失効した施設を除く) 施設名称、施設住所、施設電話番号、申請者氏名(法人の場合は商号及び代表者氏名)、直近の許可年月日 2. 令和2年3月31日現在までに枚方市の認可を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧の下記項目(ただし、すでに廃業した施設を除く) 営業所名称、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名(法人の場合は商号及び代表者氏名)、確認年月日 <対象文書> 食品営業許可施設一覧(R2. 3. 31)、理容所届出施設一覧(R2. 3. 31)、美容所届出施設一覧(R2. 3. 31)、クリーニング所届出施設一覧(R2. 3. 31)	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
10	R2. 5. 13	R2. 5. 25	希釈放流センター脱臭塔活性炭交換委託に係る金入り設計図書	環境部 淀川衛生事業所	部分公開 5-3 5-7	
11	R2. 5. 13	R2. 5. 25	高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託、中宮浄水場2・4号ろ過池砂等入替委託に係る令和元年度の金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 浄水課	部分公開 5-7	
12	R2. 5. 22	R2. 5. 29	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
13	R2. 6. 1	R2. 6. 8	枚方市駅周辺地区測量業務委託に係る金入り設計書	市駅周辺等まち活性化部	部分公開 5-7	
14	R2. 6. 1	R2. 6. 15	平成31年度ため池ハザードマップ作成委託業務に係る金入り設計書	観光にぎわい部 農業振興課	部分公開 5-7	
15	R2. 6. 1	R2. 6. 11	野外活動センター進入路法面復旧実施設計委託に係る金入り設計書	観光にぎわい部 スポーツ振興課	部分公開 5-7	
16	R2. 6. 1	R2. 6. 15	平成31年度交通量調査業務委託に係る金入り設計書	環境部 環境指導課	部分公開 5-7	
17	R2. 6. 1	R2. 6. 15	京阪本線(寝屋川市・枚方市)連続立体交差事業測量業務委託に係る金入り設計書	都市整備部 連続立体交差推進室	部分公開 5-7	
18	R2. 6. 1	R2. 6. 15	地盤沈下一級水準測量委託、メセナひらかた会館及び北部支所駐車場設計委託に係る金入り設計書	都市整備部 施設整備室	部分公開 5-7	
19	R2. 6. 1	R2. 6. 15	平成26年大規模盛土造成地調査業務委託に係る金入り設計書 平成28、29年大規模盛土造成地調査委託に係る金入り設計書	都市整備部 開発指導室 開発審査課	部分公開 5-7	
20	R2. 6. 1	R2. 6. 12	枚方市北部地域周辺将来交通量推計等調査業務に係る金入り設計書	土木部 土木政策課	部分公開 5-7	
21	R2. 6. 1	R2. 6. 12	平成26~30年度・令和元年度道路施設調査点検委託、平成28~30年度道路施設調査点検委託(その2)、枚方市道路長寿命化計画策定委託・(平成30年度リフレッシュ整備事業)路面性状調査委託(合併)のうち枚方市道路長寿命化計画策定委託に係る金入り設計書	土木部 道路河川管理課	部分公開 5-7	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
22	R2.6.1	R2.6.15	御殿山小倉線道路整備事業用地測量委託に係る金入り設計書	土木部 道路河川整備課	不存在 ※1	
23	R2.6.1	R2.6.15	磯島第4号線他測量設計委託、長尾杉線(杉工区)整備事業用地測量委託、自転車通行空間詳細設計委託、樟葉駅前広場再整備基本設計業務委託、御殿山駅周辺交通環境検討業務委託、中宮区第33・34号線測量設計委託、長尾杉線(長尾工区)整備事業用地測量委託、事業用地法面復旧詳細設計委託(御殿山小倉線)、長尾杉線(長尾工区)詳細設計委託、禁野第3号線・宮之阪第13号線測量設計委託、樟葉駅前広場再整備詳細設計業務委託、自転車通行空間実施設計委託(楠葉地区)、北山通線詳細設計委託に係る金入り設計書	土木部 道路河川整備課	部分公開 5-7	
24	R2.6.1	R2.6.12	平成27、28年度道路付属物点検委託(道路照明灯)、平成29、30年度・令和元年度道路照明灯点検委託、穂谷川護岸修繕設計委託、香里ヶ丘中央公園改修工事実施設計業務委託、(平成30年度橋梁長寿命化事業)橋梁長寿命化耐震設計委託、(平成30年度リフレッシュ整備事業)路面性状調査委託、渚南町地内他道路修繕設計委託、伊加賀西町緩衝緑地改修工事実施設計業務、(平成31年度橋梁長寿命化事業)橋梁長寿命化耐震設計委託、枚方市公園台帳作成委託、渚元町地内道路修繕設計委託、禁野車塚公園他公園施設更新実施設計業務委託、車谷公園整備工事実施設計委託に係る金入り設計書	土木部 みち・みどり室	部分公開 5-7	
25	R2.6.1	R2.6.12	桜丘北小学校周辺歩道拡幅測量設計委託に係る金入り設計書	土木部 交通対策課	部分公開 5-7	
26	R2.6.1	R2.6.15	連続立体交差事業に伴う下水道基本設計業務委託、淀川左岸流域関連公共下水道計画変更業務委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 上下水道計画課	部分公開 5-7	
27	R2.6.1	R2.6.15	津田高区配水場他電気設備更新設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 浄水課	部分公開 5-7	
28	R2.6.1	R2.6.15	平成29年度春日受水場～津田低区配水場間送水管整備に伴う土質調査委託、平成30年度磯島取水場～中宮浄水場間導水管整備基本設計委託、令和元年度長尾家具町1丁目配水管整備基本設計委託、令和元年度桜町・長尾水管橋更新実施設計委託、令和2年度北中振3丁目配水管整備基本設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 上水道工務課	部分公開 5-7	
29	R2.6.1	R2.6.15	公共下水道津田南町2丁目地区他土質調査委託、公共下水道茄子作南町地区他汚水管実施設計委託、都市計画道路中振交野線道路整備事業に伴う汚水管実施設計委託、公共下水道藤阪南町1丁目地区汚水管実施設計委託、公共下水道長尾東町2丁目地区汚水管実施設計委託、公共下水道長尾元町3丁目地区他汚水管実施設計委託、公共下水道春日野1丁目地区汚水管実施設計委託、公共下水道春日野1丁目地区土質調査委託、公共下水道藤阪南町1丁目地区他土質調査委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 汚水整備課	部分公開 5-7	
30	R2.6.1	R2.6.15	東船橋地区雨水管整備基本設計委託、北中振1丁目地区雨水管整備実施設計委託、山之上4丁目地区雨水管整備実施設計委託、池之宮1丁目地区雨水管整備実施設計委託、香里園町地区雨水管整備基本設計委託、内野排水路整備基本設計委託、枚方元町地区雨水管整備実施設計委託、楠葉中町地区雨水管整備実施設計委託、西船橋2丁目地区護岸整備実施設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 雨水整備課	部分公開 5-7	
31	R2.6.1	R2.6.10	H29 穂谷3丁目水路護岸調査設計委託、R1 北部ポンプ場他2施設受変電設備改修工事実施設計委託、R1 大字尊延寺水路測量設計委託に係る金入り設計書	上下水道局 上下水道事業部 下水道施設維持課	部分公開 5-7	
32	R2.6.1	R2.6.8	H30 枚方中学校既設擁壁補修実施設計委託、H31 第四中学校グラウンド排水改修実施設計委託、H31 杉中学校公共下水道汚水切替実施設計委託、H31 第四中学校グラウンド排水改修実施設計に伴う試掘調査委託に係る金入り設計書	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設管理課	部分公開 5-7	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
33	R2.6.2	R2.6.16	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> (1)賠償責任保険証券(約款・特約を含む)(印影を除く) (2)令和2年度(2020年度)枚方市市民公益活動補償保険仕様書	市長公室 市民活動課	公開	
34	R2.6.2	R2.6.12	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> 自動車保険保険証券、同契約明細書(2通)、変更確認書及び仕様書	総務部 総務管理室 (総務管理担当)	公開	
35	R2.6.2	R2.6.12	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> 「全国市長会市民総合賠償補償保険」加入依頼書	総務部 総務管理室 (財産管理担当)	公開	
36	R2.6.2	R2.6.15	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> ・市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品に係る動産総合保険証券 ※明細書を除く ※個人情報・印影を除く ・市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品に係る動産総合保険仕様書 ※所蔵作品一覧を除く ・市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品に係る動産総合保険特約書(表紙)	観光にぎわい部 文化生涯学習課	公開	
37	R2.6.2	R2.6.16	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> (1)保険証券(市立ひらかた子ども発達支援センター各種保険委託(訪問系)に係るもの)(契約日:令和2年(2020年)4月30日) (2)保険証券(市立ひらかた子ども発達支援センター各種保険委託に係るもの)(契約日:令和2年(2020年)2月17日) (3)保険証券(市立ひらかた子ども発達支援センター各種保険委託(訪問系)に係るもの)(契約日:平成31年(2019年)4月26日) (4)保険証券(市立ひらかた子ども発達支援センター医師賠償責任保険に係るもの)(契約日:平成31年(2019年)4月8日) (5)仕様書(市立ひらかた子ども発達支援センター各種保険委託(訪問系)に係るもの)(契約日:令和2年(2020年)4月30日) (6)仕様書(市立ひらかた子ども発達支援センター各種保険委託に係るもの) (7)仕様書(市立ひらかた子ども発達支援センター各種保険委託(訪問系)に係るもの)(契約日:平成31年(2019年)4月26日) (8)仕様書(市立ひらかた子ども発達支援センター医師賠償責任保険に係るもの)	子ども未来部 市立ひらかた子ども 発達支援センター	公開	
38	R2.6.2	R2.6.11	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> ①感染症患者の移送等に係る移送車両の自動車損害保険(任意保険)仕様書 ②自動車保険契約継続証	健康福祉部 保健所 保健予防課	公開	
39	R2.6.2	R2.6.15	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> 2019年度「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」加入依頼書	健康福祉部 地域健康福祉室 (母子保健担当)	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
40	R2.6.2	R2.6.12	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> ・道路及び道路施設に関する賠償責任保険 ※個人情報と印影は除く。	土木部 道路河川管理課	部分公開 5-3	
41	R2.6.2	R2.6.11	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> (1)2019年度「全国市長会公金総合保険」加入依頼書及び「全国市長会公金総合保険加入証」 (2)運送保険証券 平成31年4月25日契約分(印影を除く) (3)有価証券取扱総合保険(仕様書) (4)運送保険・貨物海上保険約款集表紙	会計課	公開	
42	R2.6.2	R2.6.11	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> ・「平成31年度枚方市日本語・多文化共生教室コーディネーター傷害保険」の保険証券、仕様書及び明細書 ※個人情報、印影を除く ・「平成31年度『全国市長会学校災害賠償補償保険』」の加入依頼書	教育委員会 総合教育部 教育政策課	公開	
43	R2.6.2	R2.6.16	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> ・社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会「非営利・有償活動団体保険」パンフレット ・「非営利・有償活動団体保険加入確認書(兼)保険料領収書」	教育委員会 総合教育部 学校安全課	公開	
44	R2.6.2	R2.6.16	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> ・保険証券(平成31年度交通専従員 傷害補償保険及び賠償補償保険)(印影を除く) ・仕様書(平成31年度交通専従員 傷害補償保険及び賠償補償保険) ・特約書(平成31年度交通専従員 傷害補償保険及び賠償補償保険)	教育委員会 総合教育部 学校安全課	公開	
45	R2.6.2	R2.6.16	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> ・保険証券(平成31年度交通指導員 傷害補償保険及び賠償補償保険)(印影を除く) ・仕様書(平成31年度交通指導員 傷害補償保険及び賠償補償保険) ・特約書(平成31年度交通指導員 傷害補償保険及び賠償補償保険)	教育委員会 総合教育部 学校安全課	公開	
46	R2.6.2	R2.6.16	契約日が申出書別添の一覧表の損害保険契約の内容 保険料5万円～ ※個人情報と印影は除く <対象文書> 「令和2年度留守家庭児童会入室児童に係る傷害保険」及び「令和2年度枚方子どもいきいき広場事業 公益活動及びコーディネーター災害補償保険」の保険証券、仕様書及び明細書。※個人情報及び印影を除く	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課	公開	
47	R2.6.19	R2.6.25	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書、計画概要書、 標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く 対象期間 令和2年5月22日～令和2年6月18日	都市整備部 開発指導室 開発調整課	不存在 ※2	
48	R2.6.19	R2.7.2	住居表示台帳の写し	市民生活部 市民室	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
49	R2. 6. 24	R2. 7. 8	枚方市(担当部署：教育委員会事務局 学校教育部放課後子ども課)が契約した損害保険契約で、2019年6月1日から2020年5月31日の間に保険契約がある(保険始期がある)保険証券及び仕様書の写し。※特約、約款は不要 ※個人情報及び印影除く <対象文書> (1)「令和2年度 留守家庭児童会入室児童に係る傷害保険」保険証券 ※印影を除く (2)「令和2年度枚方子どもいきいき広場事業 公益活動及びコーディネーター災害補償保険」保険証券 ※印影を除く (3)「枚方子どもいきいき広場事業アドバイザー災害補償保険」保険証券 ※個人情報及び印影を除く (4)「枚方子どもいきいき広場事業アドバイザー災害補償保険(普通傷害保険)」保険証券 ※個人情報及び印影を除く (5)「令和2年度 留守家庭児童会入室児童に係る傷害保険」仕様書 (6)「令和2年度枚方子どもいきいき広場事業 公益活動及びコーディネーター災害補償保険」仕様書 (7)「枚方子どもいきいき広場事業アドバイザー災害補償保険」及び「枚方子どもいきいき広場事業アドバイザー災害補償保険(普通傷害保険)」仕様書 ※約款を除く	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課	公開	
50	R2. 7. 6	R2. 7. 20	以下に掲げる3つの資料。いずれも申出の時点において最新のものの。 1)水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場又は特定施設として届出がされているすべての事業場について、以下が把握できる資料。 ・事業場名 ・所在地 ・取り扱っている又は排出される水中の有害物質の名称 ・主たる特定施設の番号 ・その事業場が有害物質使用特定施設であるか ・その事業場が有害物質貯蔵施設であるか 2)下水道法に基づく特定施設として届出がされているすべての事業場について、以下が把握できる一覧の資料。 ・事業場名 ・所在地 ・取り扱っている又は排出される水中の有害物質の名称 ・特定施設の番号 3)大阪府生活環境の保全等に関する条例第49条に規定される施設(届出施設)について、同条例52条により届出を行っているすべての事業者について、以下が把握できる一覧の資料。 ・届出施設が所在する工場又は事業場の名称及び所在地 ・届出施設の種類(条例施行規則別表第10、同規則第24条関係) ・届出施設で使用している有害物質等の名称 <対象文書> ①「水質関係対象事業所基礎情報(令和2年3月31日現在)」 ②「有害物質貯蔵指定施設情報(令和2年3月31日現在)」	環境部 環境指導課	公開	
51	R2. 7. 7	R2. 7. 10	都市計画課が所管する生産緑地地区の指定に関するデータの内の、地番・面積及び生産緑地指定日 <対象文書> 生産緑地台帳(町名、地番、面積、指定(告示)年月日に限る。)	都市整備部 都市計画課	公開	
52	R2. 7. 15	R2. 7. 20	大規模小売店舗立地法の新設の届出に係る書類の写しの交付 大規模小売店舗の名称及び所在地 ・〇〇 ・枚方市〇〇丁目〇〇 (希望する書類 ・周辺見取図 ・建物配置図兼平面図) <対象文書> 周辺見取図兼騒音予測地点図、建物配置図兼平面図	観光にぎわい部 商工振興課	公開	
53	R2. 7. 17	R2. 7. 29	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
54	R2. 7. 20	R2. 8. 24	①令和元年度の学校給食異物混入報告書(それに類するもの)。 ②①に係る事故報告書・顛末書(それらに類するもの)。 ③学校給食異物混入対策マニュアル(それに類するもの)。 <対象文書> 学校給食異物混入報告書及びそれに係る事故報告書 学校給食会関係事務の手引き(令和2年度版)	教育委員会 総合教育部 おいしい給食課	部分公開 5-3	決定期間 延長決定 R2. 7. 31
55	R2. 8. 4	R2. 8. 17	下記店舗の大規模小売店舗立地法の届出に係る縦覧書類のうち届出書の基本届出事項(届出日、店舗名、住所、店舗面積、届出人、新設(変更)日)について記載された概要部分。添付資料「広域見取図」「周辺見取図」「平面図・建物配置図」。また変更届出のものは、変更前と変更後の図面を希望。 ・〇〇年〇〇月〇〇日 新設届出〇〇 <対象文書> 大規模小売店舗届出書、広域見取図、周辺見取図兼騒音予測地点図、建物配置図兼平面図	観光にぎわい部 商工振興課	公開	
56	R2. 8. 20	R2. 8. 27	令和2年度(2020年度)自治会等代表者名簿(縦覧用) 令和2年(2020年)7月15日発行分	市長公室 市民活動課	公開	
57	R2. 8. 20	R2. 9. 2	令和元年度 道路照明灯点検委託(令和元年8月9日開札)に係る金入り設計書 令和2年度 道路照明灯点検委託(令和2年8月6日開札)に係る金入り設計書	土木部 みち・みどり室	部分公開 5-7	
58	R2. 8. 21	R2. 9. 4	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書、計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く 対象期間 令和2年7月17日～令和2年8月20日	都市整備部 開発指導室 開発調整課	不存在 ※3	
59	R2. 8. 26	R2. 9. 4	住居表示台帳の写し	市民生活部 市民室	公開	
60	R2. 9. 7	R2. 9. 17	①食品衛生許可台帳一覧 飲食店営業で新規に営業許可を受けたものの、屋号、業種、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、営業許可日を記したものの一覧。ただし、催事営業、臨時営業、自動販売機、自動車、屋台を除く固定店舗のみ。 対象地域は枚方市内全域 ②美容所・理容所開設届一覧 美容所・理容所で新規に営業許可を受けたものの、屋号、業種、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、許可受付日を記したものの一覧。 対象地域は枚方市内全域 期間 2020年1月1日から2020年8月31日 <対象文書> 食品営業許可施設一覧(R2. 8. 31)、理容所届出施設一覧(R2. 8. 31)、美容所届出施設一覧(R2. 8. 31)	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
61	R2. 9. 18	R2. 9. 24	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
62	R2. 10. 7	R2. 10. 19	枚方市立総合福祉会館(ラポール枚方)指定管理者 ・現指定管理者が実施されている自主事業の収支を公表ください ・現指定管理者が第3者委託をされている業者名と委託金額(年額・税別)で公表ください。 平成29年度、平成30年度、令和元年度の3年間開示ください。 <対象文書> ・枚方市立総合福祉会館指定管理自主事業に係る経費の収支状況 ・枚方市立総合福祉会館指定管理業務再委託業者名及び委託金額一覧	健康福祉部 健康福祉総務課	部分公開 5-3	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
63	R2. 10. 7	R2. 10. 21	枚方市〇〇における建築基準法第48条のただし書きの用途地域制限の例外許可に関する保有情報 ・開催された公聴会の出頭要請(お知らせ)文、議事録、説明資料等の許可に係る文書・写真等 ・建築審査会の申請者からの調査資料、申請書類一式(添付資料、参考資料)、議案書(添付資料、参考資料)他当該許可に係る文書、写真等 ・当該許可申請に係る手引き、許可基準 <対象文書> (1)町内掲示板等に掲示した案内文 (2)公聴会の議事録 (3)公聴会での配布資料(出店概要・調査資料等) (4)理由書、要望書、図面、参考資料等(HPに掲載されていないもの) (5)回議書等	都市整備部 開発指導室 開発審査課	部分公開 5-1 5-3	
64	R2. 10. 13	R2. 10. 23	枚方市市民公益活動災害補償保険についての下記文書 ・令和2年度契約の保険証券及び特約・明細書等(保険約款不要)(印影を除く) ・平成29、30、31年度契約の事故件数及び支払保険金額(被害者に支払った保険金額) <対象文書> (1)賠償責任保険証券(保険約款を除く)(印影を除く) (2)賠償責任保険(市民活動総合保険特約条項付)特約明細書 (3)平成29、30、31年度契約の事故件数及び支払保険金額	市長公室 市民活動課	公開	
65	R2. 10. 16	R2. 10. 27	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
66	R2. 10. 16	R2. 10. 30	2019年度文化芸術による交流促進・賑わい創出事業(以下同事業)に係る (1)平成31年度 文化芸術創造拠点形成事業 実施計画書、収支予算書、内訳書 (2)平成31年度 文化芸術創造拠点形成事業 実績報告書、収支決算書、内訳書 (3)平成31年度 文化芸術創造拠点形成事業に係る業務委託契約書及び覚書(バス利用・ピアノ調律を除く) ※印影及び写真を除く	観光にぎわい部 文化生涯学習課	部分公開 5-3	
67	R2. 10. 16	R2. 10. 30	令和元年11月22日公正取引委員会の報道発表「東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭の販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」 中宮浄水場高度浄水施設の高度浄水処理施設向けの粒状活性炭の入札情報 ①委託請負契約書・約款 ②入札(見積)執行一覧表 ③契約者が〇〇以外の場合 業者に損害賠償請求を行っているかを 確認できる資料のうち①・② <対象文書> 高度浄水施設粒状活性炭入替整備委託(平成25・26・27・28・29・30年度及び令和元年度の各契約分)に係る次の文書 ①契約書及び約款 ②制限付き一般競争入札 執行調書	総務部 契約課	部分公開 5-3	
68	R2. 10. 16	R2. 10. 30	令和元年11月22日公正取引委員会の報道発表「東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭の販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」 中宮浄水場高度浄水施設の高度浄水処理施設向けの粒状活性炭の入札情報 ①委託請負契約書・約款 ②入札(見積)執行一覧表 ③契約者が〇〇以外の場合 業者に損害賠償請求を行っているかを 確認できる資料のうち③	総務部 契約課	不存在 ※4	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
69	R2. 10. 23	R2. 10. 29	住居表示台帳の写し	市民生活部 市民室	公開	
70	R2. 11. 4	R2. 11. 10	〇〇寺の墓地台帳	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
71	R2. 11. 4	R2. 11. 18	①食品衛生許可台帳一覧 飲食店営業で新規に営業許可を受けたものの、屋号、営業所所在地、 営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、営業許可日を記したもの の一覧。ただし、催事営業、臨時営業、自動販売機、自動車、屋台を除 く固定店舗のみ。対象地域は枚方市内全域 ②美容所・理容所開設届一覧 美容所・理容所で新規に営業許可を受けたものの、屋号、営業所所在 地、開設者、営業所電話番号、確認年月日を記したものの一覧。 対象地域は枚方市内全域 期間 2020年9月1日から2020年10月31日までに新規許可を受けたも の <対象文書> 食品営業許可施設一覧(R2. 10. 31)、理容所届出施設一覧(R2. 10. 31)、 美容所届出施設一覧(R2. 10. 31)	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
72	R2. 11. 6	R2. 11. 20	〇〇小学校北教室棟支援教室間仕切修理工事に関し、元施工の業者 名、元施工の契約書その他契約内容及び履行状況に関する文書一切、 改修工事の業者名、改修工事の理由・履行状況に関する文書一切 <対象文書> 修理契約書、見積書、施工写真	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設建築課	部分公開 5-1 5-3	
73	R2. 11. 12	—	上水道を直近の2ヶ月で6000m ³ 以上、又は年間36000m ³ (平成31年度) 以上使用する事業場の ①事業場名、②所在地、③使用水量(m ³ /2ヶ月、又はm ³ /年)を表に し、水量の多い順に並べたもの。又は①、②が記載された公文書。	上下水道局 上下水道経営部 営業料金課	取下げ	
74	R2. 11. 12	—	開発行為許可申請書(開発工事の工事着手予定年月日が分かる書類) ・開発許可番号:〇〇-〇〇 申請者:〇〇 開発地:枚方市〇〇 他 ・開発許可番号:〇〇-〇〇 申請者:〇〇 開発地:枚方市〇〇	都市整備部 開発指導室 開発調整課	取下げ	
75	R2. 11. 12	R2. 11. 26	防排煙設備点検表のうち、最も古いもの <対象文書> 防排煙設備点検表(香里小学校 平成27年度前期分)	教育委員会 総合教育部 まなび舎整備室 施設設備課	部分公開 5-1	
76	R2. 11. 20	R2. 11. 30	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇 日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調 第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証 する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	部分公開 5-3	
77	R2. 12. 2	R2. 12. 14	開発許可(平成〇〇年〇〇月〇〇日:〇〇-〇〇)申請図書の内、付近 見取り図2、現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図、断面図 (1・2)、給水管占用配置図(1/4~4/4)、土地区分図、入り口検討軌跡 図、食品加工工場緑化計画平面図、断面図、求積図(1・2)、防災計画平 面図、防災検討断面図、のり肩付近の地盤改良について、流域図、L型 擁壁構造図(1・4)、L型擁壁構造計算書、擁壁構造安定計算書、地質調 査報告書、緑地広場計画平面図(個人情報及び印影除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
78	R2. 12. 3	R2. 12. 10	①食品衛生許可台帳一覧 飲食店営業で新規に営業許可を受けたものの、屋号、営業所所在地、 営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、営業許可日を記したもの の一覧。ただし、催事営業、臨時営業、自動販売機、自動車、屋台を除 く固定店舗のみ。対象地域は枚方市内全域 ②美容所・理容所開設届一覧 美容所・理容所で新規に営業許可を受けたものの、屋号、営業所所在 地、開設者、営業所電話番号、確認年月日を記したものの一覧。 対象地域は枚方市内全域 期間 2020年11月1日から2020年11月30日までに新規許可を受けたも の <対象文書> 食品営業許可施設一覧(R2. 11. 30)、理容所届出施設一覧(R2. 11. 30)、 美容所届出施設一覧(R2. 11. 30)	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
79	R2. 12. 18	R2. 12. 24	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇 日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調 第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証 する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
80	R3. 1. 5	R3. 1. 19	①食品衛生許可台帳一覧 飲食店営業で新規に営業許可を受けたものの、屋号、営業所所在地、 営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、営業許可日を記したもの の一覧。ただし、催事営業、臨時営業、自動販売機、自動車、屋台を除 く固定店舗のみ。対象地域は枚方市内全域 ②美容所・理容所開設届一覧 美容所・理容所で新規に営業許可を受けたものの、屋号、営業所所在 地、開設者、営業所電話番号、確認年月日を記したものの一覧。対象 地域は枚方市内全域 確認年月日 2020年12月1日から2020年12月末日までに新規許可を受 けたもの <対象文書> 食品営業許可施設一覧(R2. 12. 31)、美容所届出施設一覧(R2. 12. 31)	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
81	R3. 1. 13	R3. 1. 25	喫茶店営業許可(自販機)取得一覧 <項目>営業者氏名、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可年月 日、許可満了年月日 <期間>~2020年11月末日時点で許可済含み全件 <対象文書> 喫茶店営業許可(自販機)施設一覧(R2. 11. 30)	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
82	R3. 1. 14	R3. 1. 27	平成28年度から令和2年度まで過去5年間、(厚労省資料へ提出した実 績報告書 別紙15にあたる)生活困窮者自立相談支援事業及び被保護 者就労支援事業のうち、「就労支援」に関する事業について、以下の文 書の開示 ①委託先ごとの契約額(及び人件費などの内訳) ②委託契約の内容がわかる文書 ③委託先の活動実績がわかる文書(※個人情報記載の個票は不要) <対象文書> (1)自立支援カウンセリング等業務委託契約書 (契約期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで) (2)枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託契約書 (契約期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで) (3)枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託契約書 (契約期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで) (4)自立支援カウンセリング等業務委託仕様書 (契約期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで) (5)枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託仕様書 (契約期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで) (6)枚方市生活保護受給者等就労支援事業業務委託仕様書 (契約期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで) (7)平成28年度就労支援プログラム実績集計表 (8)平成29年度就労支援プログラム実績集計表 (9)平成30年度就労支援プログラム実績集計表 (10)令和元年度就労支援プログラム実績集計表 (11)令和2年度就労支援プログラム実績集計表(令和2年12月分まで)	健康福祉部 地域健康福祉室 (生活福祉担当)	部分公開 5-3	
83	R3. 1. 22	R3. 2. 3	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇 日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識 の設置を証する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
84	R3. 1. 27	R3. 2. 1	住居表示台帳の写し	市民生活部 市民室	公開	
85	R3. 2. 2	R3. 2. 8	①食品衛生許可台帳一覧 飲食店営業で新規に営業許可を受けたものの、屋号、営業所所在地、 営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、営業許可日を記したもの の一覧。ただし、催事営業、臨時営業、自動販売機、自動車、屋台を除 く固定店舗のみ。対象地域は枚方市内全域 ②美容所・理容所開設届一覧 美容所・理容所で新規に営業許可を受けたものの、屋号、営業所所在 地、開設者、営業所電話番号、確認年月日を記したものの一覧。対象 地域は枚方市内全域 確認年月日 2021年1月1日から2021年1月末日までに新規許可を受け たもの <対象文書> 食品営業許可施設一覧(R3. 1. 31)、美容所届出施設一覧(R3. 1. 31)	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
86	R3. 2. 2	R3. 2. 15	〇〇の通所サービス「〇〇」に対しての2018年度～現在にかけての行 政指導や処分内容、検討の経緯・根拠がわかる文書。また事業所側 からの(処分・指導に対する)報告文書	健康福祉部 福祉指導監査課	存否応答拒否 5-3	
87	R3. 2. 2	R3. 2. 15	〇〇の通所サービス「〇〇」に対しての2018年度～現在にかけての行 政指導や処分内容、検討の経緯・根拠がわかる文書。また事業所側 からの(処分・指導に対する)報告文書	健康福祉部 地域健康福祉室 (障害福祉担当)	存否応答拒否 5-3	
88	R3. 2. 17	R3. 2. 26	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇 日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調 第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証 する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
89	R3. 2. 26	R3. 3. 12	「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による勧告、改善命令、公表 を行った記録、及び、行った際に交付した書面一式(過去10年間)	環境部 環境指導課	不存在 ※5	
90	R3. 3. 1	R3. 3. 9	令和3年2月末までで許可等を受けている施設一覧の下記項目(た だしすでに廃棄した施設を除く)(理容所・美容所・クリーニング所・ 旅館) 1. 施設電話番号 2. 施設住所 3. 営業者氏名(法人の場合は商号及び 代表者氏名) 4. 施設名称 5. 許可年月日 <対象文書> ・理容所届出施設一覧(令和3年2月28日現在) ・美容所届出施設一覧(令和3年2月28日現在) ・クリーニング所届出施設一覧(令和3年2月28日現在) ・旅館許可施設一覧(令和3年2月28日現在)	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
91	R3. 3. 2	R3. 3. 11	①食品衛生許可台帳一覧 飲食店営業で新規に営業許可を受けたものの、屋号、営業所所在地、 営業者名、営業所電話番号、営業許可番号、営業許可日を記したもの の一覧。ただし、催事営業、臨時営業、自動販売機、自動車、屋台を除 く固定店舗のみ。対象地域は枚方市内全域 ②美容所・理容所開設届一覧 美容所・理容所で新規に営業許可を受けたものの、屋号、営業所所在 地、開設者、営業所電話番号、確認年月日を記したものの一覧。対象 地域は枚方市内全域 確認年月日 2021年2月1日から2021年2月末日までに新規許可を受け たもの <対象文書> 食品営業許可施設一覧(R3. 2. 28現在)、美容所届出施設一覧(R3. 2. 28 現在)	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	
92	R3. 3. 17	R3. 3. 23	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇 日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調 第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証 する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	
93	R3. 3. 18	R3. 3. 26	中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(令和〇〇年〇〇月〇〇 日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～令和〇〇年〇〇月〇〇日收受都調 第〇〇-〇〇-〇〇号)、添付書類である計画概要書、標識の設置を証 する写真及び付近見取図 ※個人情報及び印影を除く。	都市整備部 開発指導室 開発調整課	公開	

番号	申出日	回答日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答内容等(注)	備考
94	R3. 3. 22	R3. 4. 5	歯科技工所台帳 (歯科技工所名称、郵便番号、歯科技工所所在地に限る)(廃止事業所を除く)	健康福祉部 保健所 保健医療課	公開	
95	R3. 3. 30	R3. 4. 12	令和3年3月29日時点での営業許可を取得した飲食店、理美容の営業をしている固定店舗全て。※ただし、自動車販売、自動販売機、移動営業、臨時営業店は除く。①施設名称、②営業所在地、③申請者・営業者氏名(法人の場合、代表者氏名及び法人名)、④初年度許可年月日、⑤施設電話番号 <対象文書> 食品営業許可施設一覧(R3. 3. 29)、美容所届出施設一覧(R3. 3. 29)、理容所届出施設一覧(R3. 3. 29)	健康福祉部 保健所 保健衛生課	公開	

(注) 5-〇は、枚方市情報公開条例に規定する次の非公開情報に該当するとして、公開されなかった部分があることを示しています。

- 5-1…第5条第1号 個人に関する情報
- 5-2…第5条第2号 法令秘情報
- 5-3…第5条第3号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
- 5-4…第5条第4号 任意提供情報
- 5-5…第5条第5号 公共の安全等に関する情報
- 5-6…第5条第6号 審議、検討等情報
- 5-7…第5条第7号 事務又は事業に関する情報

不存在の理由

- ※1 保存年限を超過し、廃棄しているため。
- ※2 申出に係る期間中に中高層建築物の建築に係る標識設置届出がなかったため。
- ※3 申出に係る期間中に中高層建築物の建築に係る標識設置届出がなかったため。
- ※4 申出の対象となっている入札案件に関して損害賠償請求を行っていないため。
- ※5 「大阪府の生活環境の保全に関する条例」に基づく、騒音等に係る勧告、改善命令又は公表は、過去10年間行われなかったため。

3. 保有個人情報開示等の請求の内容等

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
1	R2. 4. 1	R2. 4. 15	請求者が問い合わせた事項に対する回答に係る決裁文書(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け総職第〇〇号)	総務部 職員課	開示	
2	R2. 4. 1	R2. 4. 7	委任状を使い他者が住民票を請求していたかがわかる文書	市民生活部 市民室	不存在 ※1	
3	R2. 4. 6	R2. 4. 16	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定結果等再通知書 要介護認定調査票 主治医意見書 	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	部分開示 15-1-2	
4	R2. 4. 9	R2. 4. 16	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇整骨院の ・施術所開設届出書の写し(鑑文、従事者一覧) ・施術所届出事項変更届出書の写し 	健康福祉部 保健所 保健医療課	部分開示 15-1-2	
5	R2. 4. 16	R2. 4. 30	枚方市長宛ての請求者からの文書に係る決裁文書の一切	総務部 職員課	不存在 ※2	
6	R2. 4. 17	R2. 4. 21	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室	不存在 ※3	
7	R2. 5. 11	R2. 5. 21	生活保護の申請に係る相談記録	健康福祉部 地域健康福祉室 (生活福祉担当)	開示	
8	R2. 5. 13	R2. 5. 15	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-4	
9	R2. 5. 15	R2. 5. 29	障害支援区分認定調査票	健康福祉部 地域健康福祉室 (障害福祉担当)	開示	
10	R2. 5. 20	R2. 5. 27	物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
11	R2. 5. 21	R2. 5. 28	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇が提出した ・平成〇〇年度介護職員処遇改善加算届出書 ・介護職員処遇改善実績報告書 	健康福祉部 福祉指導監査課	部分開示 15-1-3 15-1-4	
12	R2. 5. 27	R2. 6. 3	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
13	R2. 5. 28	—	身体障害者診断書・意見書	健康福祉部 地域健康福祉室 (障害福祉担当)	請求者死亡 による終結	
14	R2. 5. 28	—	請求者に係る面談記録	健康福祉部 保健所 保健医療課	請求者死亡 による終結	
15	R2. 5. 29	R2. 6. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者診断書・意見書 ・特別障害者手当認定診断書 	健康福祉部 地域健康福祉室 (障害福祉担当)	開示	
16	R2. 6. 15	R2. 6. 18	請求者が所有する家屋の評価計算書(木造)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
17	R2. 6. 17	R2. 6. 25	戸籍謄(抄)本・住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
18	R2. 6. 26	R2. 7. 2	住民票の写しの交付申請書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2	
19	R2. 7. 1	R2. 7. 3	住民票の写し等交付申請書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
20	R2. 7. 6	R2. 7. 17	母子保健に係る相談記録	健康福祉部 地域健康福祉室 (母子保健担当)	開示	
21	R2. 7. 6	R2. 7. 17	母子保健に係る相談記録	健康福祉部 地域健康福祉室 (母子保健担当)	開示	
22	R2. 7. 7	R2. 7. 16	物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
23	R2. 7. 9	R2. 7. 16	住民票の写しの交付申請書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2	
24	R2. 7. 14	R2. 7. 17	請求書に係る職務の執行に対する意見、要望等記録票	総務部 契約課	開示	
25	R2. 7. 17	R2. 7. 21	請求者に係る職務の執行に対する意見、要望等記録票	総務部 契約課	開示	
26	R2. 7. 20	R2. 8. 11	・枚方市いじめ重大事態報告書に係る教職員への聴取内容がわかる記録等 ・上記報告書に係る職員会議録等 ・重大事態緊急対応会議録等	教育委員会 学校教育部 教育支援推進室	開示	決定期間 延長決定 R2. 7. 29
27	R2. 7. 20	R2. 8. 11	・枚方市いじめ重大事態報告書に係る職員会議録等 ・ケース会議録等 ・いじめ対策会議録等	教育委員会 学校教育部 教育支援推進室	不存在 ※4	決定期間 延長決定 R2. 7. 29
28	R2. 7. 22	R2. 8. 3	・戸籍謄本等職務上請求書 ・住民票の写し等職務上請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
29	R2. 7. 22	R2. 8. 3	請求者の戸籍謄本等の交付決定に係る決裁文書	市民生活部 市民室	不存在 ※5	
30	R2. 7. 27	R2. 8. 4	請求者に係るケース診断会議録票	健康福祉部 地域健康福祉室 (生活福祉担当)	開示	
31	R2. 7. 28	R2. 8. 6	戸籍謄・抄本、住民票等交付請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
32	R2. 7. 29	R2. 8. 4	住民票の写し及び住民票の除票の写し交付申請書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
33	R2. 7. 31	R2. 8. 6	住民票の写し等交付申請書及び誓約書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
34	R2. 8. 6	R2. 8. 18	物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	市民生活部 税務室 資産税課	開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
35	R2. 8. 6	R2. 8. 7	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
36	R2. 8. 6	—	要介護認定結果通知書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	取下げ	
37	R2. 8. 11	R2. 8. 18	住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2	
38	R2. 8. 17	R2. 8. 26	住民票の写し等交付申請書及び誓約書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
39	R2. 8. 17	R2. 8. 31	土地所有権保存登記嘱託書	農業委員会事務局	開示	
40	R2. 8. 20	R2. 8. 24	DV面接相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
41	R2. 8. 21	R2. 8. 25	DV面接相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
42	R2. 8. 21	—	〇〇小学校卒業アルバム	総合教育部 教育政策課	取下げ	
43	R2. 8. 24	R2. 9. 7	物件一覧表	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
44	R2. 8. 24	R2. 9. 7	請求書に係る診療報酬明細書	健康福祉部 地域健康福祉室 (生活福祉担当)	開示	
45	R2. 8. 27	R2. 9. 10	物件一覧表	市民生活部 税務室 資産税課	開示	
46	R2. 9. 1	R2. 9. 15	請求者に係る相談記録	市長公室 人権政策室	部分開示 15-1-8	
47	R2. 9. 1	R2. 9. 11	乳幼児健康診査受診表及び対応記録	健康福祉部 地域健康福祉室 (母子保健担当)	開示	
48	R2. 9. 1	R2. 9. 15	請求者に係る記録	子どもの育ち見守りセンター	非開示 15-1-2 15-1-3 15-1-8	
49	R2. 9. 3	R2. 10. 13	生活保護のケース記録及び関係する決裁文書	健康福祉部 地域健康福祉室 (生活福祉担当)	部分開示 15-1-2 15-1-4 15-1-8	決定期間 延長決定 R2. 9. 15
50	R2. 9. 9	R2. 9. 17	・住民票の写し等職務上請求書 ・戸籍謄本等職務上請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
51	R2. 9. 10	R2. 9. 24	・電話相談記録票 ・DV面接相談記録	市長公室 人権政策室	開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
52	R2. 9. 10	R2. 9. 24	家庭児童相談記録	子どもの育ち見守りセンター	開示	
53	R2. 9. 10	R2. 9. 23	戸籍謄本等職務上請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-4	
54	R2. 9. 11	R2. 9. 24	・DV面接相談記録 ・電話相談記録票	市長公室 人権政策室	開示	
55	R2. 9. 11	R2. 9. 24	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-4	
56	R2. 9. 14	R2. 9. 25	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
57	R2. 9. 16	R2. 9. 24	・住民票の写し等職務上請求書 ・戸籍謄本等職務上請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-4	
58	R2. 10. 6	R2. 10. 20	職務の執行に対する意見、要望等記録票	観光にぎわい部 文化財課	開示	
59	R2. 10. 7	R2. 10. 12	戸籍の附票(除附票)の交付申請書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
60	R2. 10. 12	R2. 10. 23	郵送請求による戸籍等請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2	
61	R2. 10. 19	R2. 10. 30	・認定調査票 ・主治医意見書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
62	R2. 10. 21	R2. 11. 2	面接相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
63	R2. 10. 23	R2. 11. 2	請求者が枚方市長宛てに行った保有個人情報開示等請求に係る回議書	観光にぎわい部 文化財課	開示	
64	R2. 10. 26	R2. 11. 9	請求者が枚方市長宛てに提出した文書についての決裁経過に係る文書	観光にぎわい部 文化財課	開示	
65	R2. 11. 10	R2. 11. 13	・要介護認定結果等再通知書 ・認定調査票 ・主治医意見書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
66	R2. 11. 11	R2. 11. 18	住民票の写し等交付申請書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
67	R2. 11. 20	R2. 12. 1	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
68	R2. 11. 27	R2. 12. 4	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-4	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
69	R2. 12. 4	R2. 12. 9	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-4	
70	R2. 12. 7	R2. 12. 18	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
71	R2. 12. 9	R2. 12. 23	・DV面接相談記録 ・電話相談記録票	市長公室 人権政策室	開示	
72	R2. 12. 9	R2. 12. 23	請求者に係る記録	子どもの育ち見守りセンター	部分開示 15-1-8	
73	R2. 12. 9	R2. 12. 23	・印鑑登録履歴情報 ・印鑑登録証明書発行履歴情報 ・印鑑登録票	市民生活部 市民室	非開示 15-1-3	
74	R2. 12. 9	R2. 12. 23	・住民票戸籍・印鑑証明書交付申請書 ・印鑑登録申請書	市民生活部 市民室	不存在 ※6	
75	R2. 12. 23	R3. 1. 18	・電話相談記録票 ・面接相談処理カード ・DV面接相談記録	市長公室 人権政策室	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 1. 5
76	R2. 12. 28	R3. 1. 7	要介護認定結果等再通知書	健康福祉部 地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当)	開示	
77	R3. 1. 7	R3. 1. 18	・DV面接相談記録 ・電話相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
78	R3. 1. 15	R3. 3. 1	第〇〇回安全管理委員会会議録(請求者に係る部分に限る)	市立ひらかた病院 事務局 経営管理室総務課	開示	決定期間 延長決定 R3. 1. 29
79	R3. 1. 18	R3. 1. 21	住民票の写し等交付申請書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
80	R3. 1. 22	R3. 2. 3	・職務の執行に対する意見要望等記録票 ・公害苦情調査票	環境部 環境指導課	部分開示 15-1-2	
81	R3. 1. 25	R3. 1. 29	住民票交付のお願い	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
82	R3. 1. 25	R3. 1. 29	住民票交付のお願い	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	
83	R3. 2. 2	R3. 2. 14	DV面接相談記録	市長公室 人権政策室	開示	
84	R3. 2. 2	R3. 2. 12	請求者に係る記録	子どもの育ち見守りセンター	部分開示 15-1-3 15-1-8	
85	R3. 2. 3	R3. 2. 16	・DV面接相談記録 ・電話相談記録	市長公室 人権政策室	開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
86	R3. 2. 12	R3. 2. 26	〇〇が提出した申請書類のうち変更届出書付表13、組織体制図、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(請求者の名前が記載されたものに限る)	健康福祉部 福祉指導監査課	部分開示 15-1-2	
87	R3. 2. 12	R3. 2. 15	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室	不存在 ※7	
88	R3. 2. 15	R3. 2. 22	住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2	
89	R3. 3. 12	R3. 4. 23	請求者に係る記録	健康福祉部 地域健康福祉室 (生活福祉担当)	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 3. 25
90	R3. 3. 12	R3. 4. 26	請求者に係る記録	健康福祉部 地域健康福祉室 (健康福祉総合相談担当)	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 3. 26
91	R3. 3. 12	R3. 4. 23	請求者の親族に係る記録	健康福祉部 地域健康福祉室 (生活福祉担当)	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 3. 25
92	R3. 3. 12	R3. 4. 26	請求者の親族に係る記録	健康福祉部 地域健康福祉室 (健康福祉総合相談担当)	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 3. 26
93	R3. 3. 12	R3. 4. 23	請求者の親族に係る記録	健康福祉部 地域健康福祉室 (生活福祉担当)	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 3. 25
94	R3. 3. 12	R3. 4. 26	請求者の親族に係る記録	健康福祉部 地域健康福祉室 (健康福祉総合相談担当)	部分開示 15-1-2 15-1-8	決定期間 延長決定 R3. 3. 26
95	R3. 3. 15	R3. 3. 18	住民票の写し等交付請求書	市民生活部 市民室	不存在 ※8	
96	R3. 3. 17	R3. 3. 19	戸籍謄本等職務上請求書	市民生活部 市民室	開示	
97	R3. 3. 22	R3. 4. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産評価審査申出書正本 ・反論書 ・弁明書 ・再弁明書 ・再々弁明書 ・審査申出に対する決定に係る通知 	固定資産評価審査 委員会事務局	開示	

番号	請求日	決定日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定内容等(注)	備考
98	R3. 3. 29	R3. 4. 8	住民票の写し等請求書(第三者請求)	市民生活部 市民室	部分開示 15-1-2 15-1-4	

(注) 15-1-〇は、枚方市個人情報保護条例に規定する次の非開示情報に該当するとして、開示されなかった部分があることを示しています。

15-1-1…第15条第1項第1号 開示請求者に関する情報
15-1-2…第15条第1項第2号 開示請求者以外の個人に関する情報
15-1-3…第15条第1項第3号 法令秘情報
15-1-4…第15条第1項第4号 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
15-1-5…第15条第1項第5号 任意提供情報
15-1-6…第15条第1項第6号 公共の安全等に関する情報
15-1-7…第15条第1項第7号 審議、検討等情報
15-1-8…第15条第1項第8号 事務又は事業に関する情報
15-1-9…第15条第1項第9号 公益的非開示情報

不存在の理由

- ※1 本人以外の者が、委任状を使って住民票を請求した記録がなかったため。
- ※2 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け総職第〇〇号の回答書以外の文書は作成しておらず、他に決裁行為を行っていないため。
- ※3 対象期間内に住民票等の写しの請求及び交付がなかったため。
- ※4 本請求に係る文書は作成しているが、共有していないため。
- ※5 証明書の交付については、あらかじめ定められた点検項目に基づいて交付しており、個々の決裁文書は存在しないため。
- ※6 対象文書は、保存期間を経過しており、廃棄しているため。
- ※7 対象期間内に住民票の写し等の請求及び交付がなかったため。
- ※8 対象期間内に住民票の写し等の請求及び交付がなかったため。

4. 審議会への諮問及び答申の内容等

諮問第618号

枚方市個人情報保護条例第8条第3項第5号（本人又はその法定代理人以外のものからの収集）の規定による諮問

諮問事項	高年齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における個人情報における本人又はその法定代理人以外のものからの収集について	実施機関	市長
審議日	令和2年(2020年)7月16日		
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>令和2年(2020年)4月に、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法、介護保険法等の一部が改正され、本市は、令和3年(2021年)4月1日から、医療・健診・介護情報に係る個人情報の総合的な分析に基づき把握した高齢者の健康課題に対し、地域の特性に応じたきめ細やかな支援をするため、後期高齢者の保健事業、介護保険の地域支援事業、国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。</p> <p>実施に際しては、後期高齢者医療制度の被保険者、市国民健康保険の被保険者、介護保険の被保険者に係る情報を突合し、地域における健康課題を整理・分析することや、支援が必要な高齢者を把握する必要があります。)を通じて、上記の情報を取得することが必要となります。</p> <p>本諮問は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施にあたり、KDBシステムを通じて、医療・健診・介護に係る個人情報を本人又はその法定代理人以外のものから収集することに対応するものです。</p>		
2	本人又はその法定代理人以外のものから収集する本人の個人情報 別紙のとおり		

諮問第619号

枚方市個人情報保護条例第8条第3項第5号（要配慮個人情報の収集）の規定による諮問

諮問事項	高年齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る要配慮個人情報の収集について	実施機関	市長
審議日	令和2年(2020年)7月16日		
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>令和2年(2020年)4月に、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法、介護保険法等の一部が改正され、本市は、令和3年(2021年)4月1日から、医療・健診・介護情報に係る個人情報の総合的な分析に基づき把握した高齢者の健康課題に対し、地域の特性に応じたきめ細やかな支援をするため、後期高齢者の保健事業、介護保険の地域支援事業、国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。</p> <p>実施に際しては、後期高齢者医療制度の被保険者、市国民健康保険の被保険者、介護保険の被保険者に係る情報を突合し、地域における健康課題を整理・分析することや、支援が必要な高齢者を把握する必要があります。)を通じて、上記の情報を取得することが必要となります、その中に要配慮個人情報が含まれます。</p> <p>本諮問は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施にあたり、KDBシステムを通じて医療に係る要配慮個人情報を収集することに対応するものです。</p>		
2	収集する情報が要配慮個人情報に該当する理由 KDBシステムから収集する情報に病歴や健診結果等の要配慮個人情報が含まれるため。		

諮問第620号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	新型コロナウイルス感染症に関する帰国者フォローアップシステム（検査システム）導入による電気通信回線の接続について		
審議日	令和2年（2020年）7月16日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>新型コロナウイルス感染症の感染者を早期に把握し、感染の拡大を防止するため、枚方市保健所は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の2の規定に基づき、検査所を把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対し、調査及び体調の確認など2週間の健康観察を実施するとともに、その結果を毎日検査所と厚生労働省に報告しています。</p> <p>厚生労働省は、以上の情報把握と報告の迅速化及び効率化を図るため、帰国者フォローアップシステム（以下「本システム」といいます。）を構築し、全国の保健所に対し、本システムによる報告を求めていることから、本市においても本システムを利用するものです。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、厚生労働省及び大阪府等が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。</p>		
2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目	別紙のとおり		
3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報情報を随時取得し得る者	国（厚生労働省）、検査所、大阪府		
4 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり		

諮問第621号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システム（kintone）の電気通信回線による接続について		
審議日	令和2年（2020年）7月16日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市保健所では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染者の状況を把握し、国や大阪府への報告を行っています。</p> <p>しかし、感染者の増加に伴い、広域的な入院調整や、軽症者の宿泊療養・自宅療養の実施が広く行われ、感染者の状況把握や情報管理が困難になっています。</p> <p>そこで、大阪府は感染者等に関する情報や医療情報を収集し、大阪府下で情報を一元管理し、情報把握・管理の迅速化及び効率化を図るため、新型コロナウイルス対応状況管理システム（以下「本システム」といいます。）を構築しました。大阪府下の各保健所は、本システムを利用し、患者情報の確認や国・大阪府への報告を行うこととされています。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、厚生労働省及び大阪府等が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。</p>		
2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目	別紙のとおり		
3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報情報を随時取得し得る者	国（厚生労働省）、大阪府、大阪府下の保健所		
4 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり		

諮問第622号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の電気通信回線による接続について		
審議日	令和2年（2020年）7月16日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>新型コロナウイルス感染症の感染者の増加に伴い、軽症者等の宿泊療養や自宅療養など感染者の居所が多様化しています。加えて、感染拡大に対応するため、行政検査に関する業務や自宅療養を行う感染者等に対するフォローアップ業務等、より多くの関係者が感染症対策に携わるようになってきており、今後の感染拡大状況によっては、広域で感染者への対応を調整する必要性が高まることも想定されます。</p> <p>こうした中で、厚生労働省が感染者等に関する情報を一元的に収集、共有するための、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム Health Center Real-time Information-sharing System On COVID-19:HER-SYS（ハーシス）（以下「本システム」といいます。）の運用を全国で開始したことから、枚方市においても業務効率向上及び情報共有・把握の迅速化を図るため、これを利用するものです。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、本システムの登録者及び厚生労働省等が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報に取得し得ることとなることに対応するものです。</p>		
2	電子計算機の接続により実施機関以外の者が滅菌率に取得し得る保有個人情報の項目 別紙のとおり		
3	電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を取付し得る者 国（厚生労働省）、都道府県等本庁、枚方市以外の保健所、帰国者・接触者外来（同様の機能を有し、都道府県等が認めた医療機関を含む）、感染者・濃厚接触者、入院医療機関、宿泊療養施設		
4	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり		

諮問623号

枚方市個人情報保護条例第10条第3項第6号（保有個人情報の外部提供）の規定による諮問

諮問事項	コロナ対策実施店舗応援事業に係る保有個人情報の外部提供について		
審議日	令和2年（2020年）8月27日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>新型コロナウイルス感染症との共存が求められる中、市内の事業者においても感染防止に係る様々な対策が講じられているところですが、そこで、市内事業者の感染症対策の促進を図るため、本市では、コロナ対策実施店舗応援事業（以下「本事業」といいます。）を実施します。本事業は、大阪府感染防止宣言ステッカー等を掲げた店舗を届出に基づいて登録し、当該店舗で使用できるクーポン券を発行するもので、事業者支援の観点から、事業者と関係の深い北大阪商工会議所、枚方信用金庫、枚方市を構成団体とする新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）が行います。</p> <p>クーポン券は、市民一人あたり3,000円分を発行し、世帯毎にまとめて送付します。そこで、クーポン券の送付及び市民からの問い合わせ対応のため、住民基本台帳情報の一部が必要となります。</p> <p>本諮問は、枚方市が保有する住民基本台帳情報の一部を、実行委員会に提供することに対応するものです。</p>		
2	保有個人情報の提供先 実行委員会		
3	提供する保有個人情報の項目 別紙のとおり		

諮問第624号

枚方市個人情報保護条例第10条第3項第6号（保有個人情報の外部提供）の規定による諮問

諮問事項	食品衛生申請等システムの利用に伴う保有個人情報の外部提供について
審議日	令和2年（2020年）8月27日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届、食品等自主回収報告等については、食品等事業者から紙媒体の申請書の提出を保健所で受け、許可手続等を行っています。</p> <p>今般、食品等事業者による営業許可申請等の手続の効率化及び食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤となるシステムを整備し、もって飲食に起因する衛生上の事故の発生を防止し、併せて食品等事業者の行政手続に係る負担の軽減を図るため、厚生労働省が食品衛生申請等システム（以下「本システム」といいます。）を構築しました。本市においても、紙媒体の申請等と並行して、本システムを用いて営業許可申請等の申請を受け、処理を行い、当該申請等を行った食品等事業者の情報を管理し、食品衛生事務を行うことが可能となります。</p> <p>また現在、申請等の処理に際しては、必要な情報を本市が管理する許認可システム（以下「現システム」といいます。）に入力し、管理していますが、今後、本システムに現システムの情報を移行し、本システムで管理する予定です。</p> <p>本システムに登録された情報については、厚生労働省はシステム管理者としてすべての情報を取得することができ、消費者庁は食品等自主回収事案に係る情報に限り取得することができます。</p> <p>本諮問は、本システムを利用することが、保有個人情報の外部提供に該当するために行うものです。</p>
2 保有個人情報の提供先	厚生労働省、消費者庁（食品等自主回収事案に限る。）
3 提供する保有個人情報の項目	別紙のとおり

諮問第625号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	食品衛生申請等システムにおける電子計算機の電気通信回線による接続について
審議日	令和2年（2020年）8月27日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届、食品等自主回収報告等については、食品等事業者から紙媒体の申請書の提出を保健所で受け、許可手続等を行っています。</p> <p>今般、食品等事業者による営業許可申請等の手続の効率化及び食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤となるシステムを整備し、もって飲食に起因する衛生上の事故の発生を防止し、併せて食品等事業者の行政手続に係る負担の軽減を図るため、厚生労働省が食品衛生申請等システム（以下「本システム」といいます。）を構築しました。本市においても、紙媒体の申請等と並行して、本システムを用いて営業許可申請等の申請を受け、処理を行い、当該申請等を行った食品等事業者の情報を管理し、食品衛生事務を行うことが可能となります。</p> <p>また現在、申請等の処理に際しては、必要な情報を本市が管理する許認可システム（以下「現システム」といいます。）に入力し、管理していますが、今後、本システムに現システムの情報を移行し、本システムで管理する予定です。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、実施機関以外の者が実施機関の使用する電子計算機に登録された保有個人情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。</p>
2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目	別紙のとおり（申請等を行った者においては自己の申請等に係る情報に、消費者庁においては食品等自主回収事案に限る。）
3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に登録された保有個人情報を随時に取得し得る者	申請等を行った者、国の機関（厚生労働省、消費者庁）
4 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する諮問

諮問事項	(仮称) 枚方市子ども見守りシステムの構築に伴う子どもに関する情報の収集及び利用体制について		
審議日	令和2年(2020年)8月27日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>子どもの貧困、いじめ、虐待、ひきこもり、不登校など、子どもをめぐる問題が深刻さを増す中、支援体制の充実がますます必要となっています。本市においては、ひとりひとりの子どもに対し、様々な部署がより一層相互に連携して取り組めるよう、子どもの支援に必要な情報を一元的に管理し、利用する体制の整備を進めています。</p> <p>その一環として、個々の子ども自身の情報や、その保護者を含めた周囲の状況など、各部署がそれぞれ業務システム等で管理している市内全ての子どもに関する情報を一体的に集約し活用するための、本システムの構築を検討しています。それにより、課題の早期発見・早期対応が可能となるほか、これまで把握できなかった課題を抱える子どもを発見し、その課題が深刻化することがないよう、予防的支援を行うことができます。</p> <p>本諮問は、本システムを構築し、子どもの支援に必要な情報の収集及び利用体制を新たに整備することに ついて、貴審議会の意見を聴くものです。</p>		
2	本システムで管理する保有個人情報の項目 別紙のとおり		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり		

枚方市個人情報保護条例第8条第3項第5号(要配慮個人情報)の収集・本人又はその法定代理人以外のものからの収集)及び第10条第3項第6号(保有個人情報の外部提供)の規定による諮問

諮問事項	本市の施設等に設置する防犯カメラ等の設置及び運用に関する基準の改正について		
審議日	令和2年(2020年)8月27日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>本市の施設等に設置する防犯カメラ等の設置及び運用は、本市の施設等における防犯カメラは平成20年(2008年)2月に、開発作業場所における監視カメラは平成23年(2011年)8月に、児童福祉施設における事故防止等のためのカメラは平成28年(2016年)8月に貴審議会の答申を得て、それぞれ作成した基準に基づき実施しています。</p> <p>同様に、街頭に設置する防犯カメラについては、平成26年(2014年)8月に諮問(外部提供の方法の変更については平成29年(2017年)11月に諮問)し、答申を得て、その設置及び運用の基準を作成しています。</p> <p>今般、令和元年(2019年)8月開催の貴審議会からカメラの運用についてお受けした御指図を踏まえ、これらの基準の内容の見直しを行いました。併せて、本市におけるカメラの管理制度の明確化と簡素化を目的として、設置目的ごとに区分けしていた基準(街頭に設置する防犯カメラに係る基準を除く。)を一本化するごとし、別紙のとおり基準を改正することとしました。</p> <p>本諮問は、改正前の各基準が、貴審議会に諮問して制定されたものであることから、今回の改正についても、同様の手続により対応することとしたものです。</p>		
2 その他	別紙「本市の施設等におけるカメラの設置及び運用に関する基準(案)」及び「枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領(案)」のとおり。		

諮問第628号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の電気通信回線による接続について		
審議日	令和2年（2020年）10月21日	実施機関	病院事業管理者
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>当院では、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査や感染者に対する診療業務を行っています。現在、当院が提出した新型コロナウイルス感染症の患者等の発生届は、枚方市保健所がその内容を新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム Health Center Real-time Information-sharing System On COVID-19:HER-SYS（ハーシス）に入力することで、厚生労働省等へ報告及び情報共有されています。今後は、当院においてもHER-SYSを導入し、直接情報を入力することにより、枚方市保健所と厚生労働省等への報告及び情報共有の迅速化を図ります。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、厚生労働省等が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取り得ることとなることに対応するものです。</p>		
2	電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取り得る保有個人情報の項目別紙のとおり		
3	電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を取付し得る者国（厚生労働省）、都道府県等本庁、保健所、保健所、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関、宿泊療養施設		
4	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり		

諮問629号

枚方市個人情報保護条例第8条第3項第5号（本人又はその法定代理人以外のものからの収集）の規定による諮問

諮問事項	コロナ対策実施店舗応援事業に係る個人情報の本人又はその法定代理人以外のものからの収集について		
審議日	令和2年（2020年）11月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>新型コロナウイルス感染症との共存が求められる中、市内の事業者においても感染防止に係る様々な対策が講じられているところでは、市内事業者の感染症対策の促進を図るため、本市では、コロナ対策実施店舗応援事業（以下「本事業」といいます。）を実施しています。本事業は、大阪府感染防止宣言ステッカー等を掲げた店舗を届出に基づいて登録し、当該店舗で使用できるクーポン券を発行するもので、事業者支援の観点から、事業者と関係の深い北大阪商工会議所、枚方市信用金庫、枚方市を構成団体とする新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）が行っています。今般、実行委員会が、当該クーポン券を発行し、世帯毎にまとめて送付したところ、対象世帯に到達しないものがありました。そこで、クーポン券の送付先を変更する手続を案内するため、本市の国民健康保険室、健康福祉総務課、地域健康福祉室が保有する送付先情報等が必要となります。実行委員会に当該情報を提供するためには、対象者を抽出する必要がありますことから、クーポン券が到達しなかった対象世帯に係る情報を実行委員会から収集します。</p> <p>本諮問は、実行委員会から個人情報を収集することが、本人又はその法定代理人以外のものからの収集にあたることに対応するものです。</p>		
2	本人又はその法定代理人以外のものから収集する本人の個人情報別紙のとおり		

諮問第630号

枚方市個人情報保護条例第10条第3項第6号（保有個人情報の外部提供）の規定による諮問

諮問事項	コロナ対策実施店舗応援事業に係る保有個人情報の外部提供について		
審議日	令和2年（2020年）11月18日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>新型コロナウイルス感染症との共存が求められる中、市内の事業者においても感染防止に係る様々な対策が講じられているところです。そこで、市内事業者の感染症対策の促進を図るため、本市では、コロナ対策実施店舗応援事業（以下「本事業」といいます。）を実施しています。本事業は、大阪府感染防止宣言ステッカー等を掲げた店舗を届出に基づいて登録し、当該店舗で使用できるクーポン券を発行するもので、事業者支援の観点から、事業者と関係の深い北大阪商工会議所、枚方市信用金庫、枚方市を構成団体とする新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）が行っています。</p> <p>今般、実行委員会が、当該クーポン券を発行し、世帯毎にまとめて送付したところ、対象世帯に到達しないものがあります。そこで、クーポン券の送付先を変更する手続を案内するため、本市の国民健康保険室、健康福祉総務課、地域健康福祉室が保有する送付先情報等が必要となります。</p> <p>本諮問は、国民健康保険室、健康福祉総務課、地域健康福祉室が保有する個人情報、実行委員会に提供することに対応するものです。</p>		
2 保有個人情報の提供先 実行委員会			
3 提供する保有個人情報の項目 別紙のとおり			

諮問631号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種円滑化システム（V-SYS）の電気通信回線による接続について		
審議日	令和3年（2021年）2月16日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>新型コロナウイルス感染症への感染や感染者の重症化を防ぐための対策として、予防接種法の臨時接種に関する特例が設けられ、国の指示のもと、枚方市においても新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」といいます。）の接種の準備を進めているところです。</p> <p>厚生労働省ではワクチン等に関する情報の一元的な管理を通じて、市町村におけるワクチン接種の効率的かつ着実な実施を支援するためのワクチン接種円滑化システム（V-SYS）を構築し、その運用を全国で開始することから、枚方市においてもこれを利用するものです。</p> <p>本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、厚生労働省及び大阪府等が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報に随時取得し得ることとなることに対応するものです。</p>		
2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目 別紙のとおり			
3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得る者 厚生労働省、大阪府、ワクチンのメーカー、ワクチンの卸業者、ドライアイスメーカー			
4 個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり			

諮問第6332号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	新型コロナウイルス感染症に関する新型コロナウイルスワクチン接種予約システムの電気通信回線による接続について
審議日	令和3年（2021年）3月25日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>新型コロナウイルス感染症への感染や感染者の重症化を防ぐための対策として、予防接種法の臨時接種に関する特別が設けられ、国の指示のもと、本市においても新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」といいます。）の接種の準備を進めているところです。</p> <p>本市では、事前の接種予約から当日の接種受付、接種履歴の管理までのワクチン接種業務に係る市民の情報を一元的に管理するため、新型コロナウイルス接種予約システムを構築し利用します。当該システムを利用し、受託者は市が設置する接種会場や医療機関の接種者の接種予約、接種履歴、接種会場に係る情報の確認や登録等を、医療機関は当該医療機関の接種者の接種履歴、接種予約に係る情報の確認を行います。</p> <p>本諮問は、実施機関が使用する電子計算機と受託者及び医療機関が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、これらの者が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報に随時取得し得ることとなることに対応するものです。</p>
※	受託者とは、枚方市が予約受付業務、接種履歴登録業務、接種会場運営業務等を委託する業者を指します。
※	医療機関とは、枚方市が新型コロナウイルスワクチンの接種を個別に委託する医療機関を指します。
2	電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時取得し得る保有個人情報の項目別概のとおり
3	電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時取得し得る者 受託者、医療機関
4	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり

諮問第633号

枚方市個人情報保護条例第13条ただし書（電子計算機の電気通信回線による接続）の規定による諮問

諮問事項	新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種記録システム（VRS）の電気通信回線による接続について
審議日	令和3年（2021年）3月25日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	<p>新型コロナウイルス感染症への感染や感染者の重症化を防ぐための対策として、予防接種法の臨時接種に関する特別が設けられ、国の指示のもと、枚方市においても新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」といいます。）の接種の準備を進めているところです。</p> <p>ワクチン接種に当たり、市区町村による住民の接種履歴の管理や、国による全国的な統計情報の公表を効率的に行えるようにするため、国がワクチン接種記録システム（VRS）の基盤を整備し、本市においてもこの基盤上の論理的に区分され、本市の権限で管理できる領域の割当てを受け、市民の接種履歴を管理します。医療機関は、当該医療機関で行った接種の履歴を当該領域に登録等を行います。</p> <p>本諮問は、実施機関が使用する電子計算機と医療機関が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、これらの者が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時取得し得ることとなることに対応するものです。</p>
※	医療機関とは、枚方市がワクチンの接種を委託する医療機関を指します。
2	電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時取得し得る保有個人情報の項目 市民（被接種者）の漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、接種券番号、接種履歴 ※ 当該医療機関でワクチン接種を行う者の情報に限る。
3	電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時取得し得る者 医療機関
4	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり

5. 審査会答申

情 個 審 答 申 第 6 2 号
令和2年（2020年）7月10日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年（2020年）4月21日付け総コ推第30-1号により諮問のあった保有情報公開請求の却下決定（令和元年（2019年）12月27日付け都施第231号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は都市整備部施設整備室。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有情報公開請求

令和元年（2019年）12月16日、審査請求人は、枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号。以下「条例」という。）4条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「業務名：地盤沈下一級水準測量委託 開札日：2018/08/08 上記業務の設計図書について、積算内訳（金入内訳書、代価表）の公開を求める」の公開の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年（2019年）12月27日、実施機関は、本件請求に対し、以下の理由に基づき、本件請求を却下する決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（却下決定の理由）

条例の規定に基づく保有情報公開請求は、条例4条1項各号に掲げるいずれかの請求権者が行うことができます。

あなたは、本件請求に係る業務委託の入札者ではありませんが、将来の同種の業務委託の入札に参加予定であることと、過去の同種の業務委託の受注者であったことを理由として、同項6号に掲げる利害関係者として本件請求を行いました。

しかし、業務委託についての利害関係者とは、その受注者や入札者等、当該業務委託と直接的な関係を有するに至った者をいい、将来における同種の業務委託の入札参加予定者や過去における同種の業務委託の受注者にとどまる者は、これに該当しません。

このため、あなたは、本件請求に係る業務委託についての利害関係者に該当せず、また、同項2号に掲げる請求権者にも該当しないため、同項各号に掲げるいずれの請求権者にも該当しません。

以上により、「1 決定の内容」のとおり決定するものです。

3 審査請求

令和2年（2020年）1月20日、審査請求人は、本件処分に不服があるとして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

審査請求人を条例4条1項6号の利害関係者と認め、改めて本件請求に対する決定を行うよう求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分の理由は、審査請求人が情報公開請求権者に該当しないためとのことだが、情報公開請求の権利は、全ての国民に与えられたものであり、枚方市の市民や利害関係者のみにしか認めないとの条例の運用は違法である。

なんとなれば、条例4条3項は「実施機関は、公開請求権者及びその代理人以外のものから保有情報の公開の申出があつた場合においても、次条から12条までの規定に準じて保有情報の公開に努めるものとする」と規定している。

この規定は、公開請求権者以外の請求にも対応せよという趣旨と解釈する。

参考として、大阪府、大阪市の情報公開条例の請求権者を記載する。

- ・大阪府情報公開条例6条

何人も、実施機関に対して、行政文書の公開を請求することができる。

- ・大阪市情報公開条例5条

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

- 2 実施機関は、日本弁護士連合会が情報公開条例における請求権者を「何人も」に改正するよう求める意見書を公表していることや、請求権を何人にも認めている情報公開法が、自治体に対し、同法の趣旨にのっとり情報公開に関する施策を策定し、実施する努力義務を課していることを踏まえた対応をとるべきである。

- 3 実施機関は、利害関係者の定義について「その受注者や入札者等、当該業務委託と直接的な関係を有するに至った者」としているが、条例4条1項6号の「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」という条文を普通に解釈すれば、一般的な利害関係を有するものと読み取れ、その受注者や入札者等に限定するとの主張には論理の飛躍がある。

利害関係者は「企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者」と説明されるものである。

反論書においてこのことに言及したところ、却下決定通知書や弁明書では「直接的な利害関係云々」と説明されていたものが、再弁明書では「直接的な」という言葉を用い

ずに説明されるようになった。これは、反論書を受けて説明を変更したものと解され、全くおかしいものである。

4 また、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）2条1項7号は、契約の申込みをしようとしていることが明らかである者を利害関係者と定めている。同じような条文について、全く次元の違う解釈を持ち出し、条例における利害関係者を選別的に直接的な利害関係を有する者に限定しているのは全く不当である。

5 さらに実施機関は、審査請求人との間で本件請求に係る業務委託（以下「本件業務委託」という。）に係る利害による影響を受けないと主張しているが、これは大いに受けるものである。

例えば、予定価格の積算方法は、同一自治体内でも部署間で異なっていることがあり、情報公開請求を通じてその違い等を知ることなしには、入札価格を正確に積算することができない。また、平成30年5月にあった枚方市職員による不正行為を受けて外部有識者会議から示された中間答申においても、最低制限価格を事前に知ることの価値を下げ、積算に必要な情報の開示を行うことが不正行為を減らすことにつながるとされている。

情報公開をしないから情報を職員から聞き出そうとする不正行為がなくならないのであり、したがって情報公開をすることは実施機関にとっても大いにメリットのあることで、実施機関が本件業務委託に係る利害による影響を受けないなどは絶対に言えない。

6 審査請求人は過去に同一業務の受注実績があり、かつ、枚方市の登録業者であり、この業務が定期的に行われると予想されるため、将来の受注希望を持っている。このため積算歩掛を確認することは受注の可能性を増大させることになり、明らかに利害関係者に該当する。

7 また、行政手続の観点からすると、枚方市行政手続条例（平成9年枚方市条例第10号。以下「行手条例」という。）8条には、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」とあり、この理由の提示とは、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用し処分がなされたかを申請者において、その記載自体から了知し得るものでなくてはならない。

結論として「利害関係者がなぜ直接的な関係を有する者に限定されるのか」の理由が明示されていない。

以上の観点から、本件処分は不当な処分と言わざるを得ない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有情報公開請求却下決定通知書、弁明書、再弁明書並びに当審査会における説明及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例4条1項は、同項各号に掲げる公開請求権者は、条例の定めるところにより、実施機関に対し、保有情報の公開を請求することができる」と規定している。

審査請求人は、本件業務委託の入札者ではないが、将来の同種の業務委託の入札に参加予定であることと、過去の同種の業務委託の受注者であったことを理由として、条例4条1項6号に掲げる利害関係者として本件請求を行った。

しかし、業務委託についての利害関係者とは、その受注者や入札者等、当該業務委託と直接的な関係を有するに至った者をいい、将来における同種の業務委託の入札参加予定者や過去における同種の業務委託の受注者にとどまる者は、これに該当しない。

このため、審査請求人は、本件業務委託についての利害関係者に該当せず、また、条例4条1項2号に掲げる公開請求権者にも該当しないため、同項各号のいずれの公開請求権者にも該当しない。

- 2 審査請求人は、情報公開請求の権利は、全ての国民に与えられたものであり、本市市民や利害関係者にしか認めないとの条例の運用は違法であると主張している。

しかし、情報公開請求権は、あくまで条例の規定により付与されるものであり、条例は、公開請求権者の範囲を限定し、何人にも認めることとはしていないので、本市市民や利害関係者のみを公開請求権者とすることは、条例の運用や解釈の問題ではない。

したがって、本件処分が条例の運用や解釈を誤った違法なものであるとの審査請求人の主張は当たらない。

- 3 また、条例4条3項は、公開請求権者とその代理人以外の者から実施機関に対して保有情報の公開の申出があった場合においても、条例5条から12条までの規定に準じて、保有情報の公開に努めるものとする」と規定している。

審査請求人は、条例4条3項の規定は、実施機関に対し、公開請求権者以外の者による保有情報公開請求にも対応せよとの趣旨のものであると主張している。

しかし、条例4条3項の規定は、その条文からも明らかなように、公開請求権者以外の者からの保有情報の公開の申出（以下「公開申出」という。）に対し、条例の規定に「準じて」公開に努めることを規定したものであり、公開申出について、公開請求権者からの保有情報公開請求と同一の対応をとるべきことを規定したのではない。

なお、実施機関では、条例4条3項の規定に基づき、公開申出に対しては、条例13条1項2号の規定により手数料を徴した上で、原則として保有情報公開請求があった場合に公開する内容と同じ内容を「請求に対する処分」ではなく「申出に対する回答」の

形で公開することとしている。

いずれにせよ、条例4条3項の規定は、公開請求権者以外の者からの保有情報の公開の求めに対し、公開請求権者に対するのと同じの対応をせよとの趣旨のものではない。

したがって、この点についての審査請求人の主張も当たらない。

- 4 審査請求人は、条例4条1項6号の「実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」を普通に解釈すれば、一般的な利害関係を有するものと読み取れ、業務委託に利害関係を有する者を、その受注者や入札者等に限定するとの主張には、論理の飛躍があると主張する。

通常、ある事柄について利害関係を有するという場合、それは、当該関係の下にある当事者同士が、ある事柄に係る利害による影響を「相互に」受ける状態をいうものである。

入札者や受注者は、契約締結、役務の提供、契約金の支払といった局面において、実施機関との間で、業務委託に係る利害による影響を「相互に」受ける状態にある。

一方、審査請求人は、過去に本件業務委託と同一の業務の受注実績があり、将来発注される同一業務の受注希望を持っていると主張するが、これらのことによって、実施機関が本件業務委託に係る利害による影響を受けることはない。

よって、審査請求人と実施機関は、本件業務委託に係る利害による影響を「相互に」受ける状態にあるとはいえず、したがって審査請求人は、当該業務に利害関係を有する者とはいえない。

- 5 なお、条例4条1項6号の利害関係者が、直接的、あるいは具体的な利害関係を有する者をいうとされ、間接的、あるいは抽象的な利害関係を有する者はこれに当たらないとされているのは、例えば市の予算には国費が投じられており、このことをもって国税の納税者は市の予算や事務事業に利害関係を有していると解することになると、つまり間接的、あるいは抽象的な利害関係を有するものを同号の利害関係者として認めると、条例1条の規定に照らして請求権者を個別具体的に列挙している同項の趣旨を没却することになるためである。

- 6 審査請求人は、反論書において、行手条例8条の「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」という条文を引用の上、ここにいう理由の提示とは、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がなされたかを、申請者において、その記載自体から了知し得るものでなくてはならず、結論として「利害関係者がなぜ直接的な関係を有する者に限定されるのか」の理由が明示されていないので、本件処分は不当であると主張している。

本件処分は、入札者や受託者を典型とする、業務委託に直接的な関係を有するに至っ

た者に審査請求人が該当しないことであり、このことは条例4条1項の条文とともに、本件処分のお知らせに明記している。

そして、審査請求人が「自分がなぜ直接的な関係を有するに至った者に該当しないのか」と主張するのではなく、「利害関係者がなぜ直接的な関係を有する者に限定されるのか」と主張していることから自明のように、本件処分の理由は、審査請求人において十分に了知されている。

よって、本件処分の理由の提示に不足はなく、したがって本件処分が行手条例8条に違反しているとの審査請求人の主張は、当たらない。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件審査請求は、審査請求人が、本件業務委託について、条例4条1項6号に規定する利害関係を有しているといえるかどうかを主な争点とするものである。

2 条例4条1項は、公開請求権者の範囲を限定することを定めるものであるから、同項6号にいう「利害関係を有するもの」は、実施機関の行政処分、契約その他の行為によって、自己の権利、利益に直接影響を受け、あるいはそのおそれがある個人又は法人その他の団体を指し、個別具体的な実施機関の行為の相手方であるか、あるいはその相手方となる高い蓋然性を有していることが必要であると解するのが相当である。

審査請求人は、本件業務委託と自身との関わりについて、過去に本件業務委託と同種の業務委託案件の受注実績があることと、将来の同種の業務委託案件に入札予定であり、積算歩掛を確認することで受注の可能性を増大させるという利害関係を有すると主張しているが、単に将来の同種案件に入札予定であることに止まる者は、契約の相手方となる高い蓋然性を有しているとはいえないので、同号の利害関係を有するものとはいえない。

3 この他、審査請求人は、本件処分が行手条例8条に違反すると主張しているが、当審査会において却下決定通知書を見分したところ、審査請求人が本件業務委託についての利害関係者に該当しないという、本件処分における事実関係と、その適用条項である条例4条1項6号が条文とともに明記されているので、本件処分の理由の提示が、行手条例8条に違反しているとは認められない。

4 審査請求人のその余の主張は、本件委託や自身と関係のないもの、あるいは条例が情報公開請求権を何人に対しても認めていないことをいうものであり、本件審査請求に対

する当審査会の判断を左右するものではない。

- 5 以上のように、審査請求人は、本件業務委託に条例4条1項6号の利害関係を有していると認めることはできず、本件処分が行手条例8条に違反しているともいえないので、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年(2020年) 4月21日	諮問書の収受
令和2年(2020年) 6月8日	事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会から審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和2年(2020年) 7月6日	審査
令和2年(2020年) 7月10日	答申

情 個 審 答 申 第 6 3 - 2 号
令和2年（2020年）10月6日

枚方市長 伏 見 隆 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年（2020年）2月19日付け総コ推第346-6号により諮問のあった保有個人情報部分開示決定（令和元年（2019年）7月25日付け保予精第201号）及び保有個人情報存否応答拒否決定（令和元年（2019年）7月26日付け福障第1367号）に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（事務所管は健康部保健所保健予防課（機構改革により令和2年度（2020年度）は健康福祉部保健所保健医療課）及び福祉部障害福祉室（機構改革により令和2年度（2020年度）は健康福祉部地域健康福祉室障害福祉担当）。以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第二 本件審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和元年（2019年）7月12日、審査請求人は、枚方市個人情報保護条例（平成29年枚方市条例第39号。以下「条例」という。）23条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「①〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日間の障害福祉室及び保健予防課において、本人について会議した記録及び相談にきた者の記録文書、②〇〇年〇〇月〇〇日に保健予防課の訪問に関する文書」の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、次のアからウまでに掲げる本件請求の区分に応じ、それぞれに掲げる決定を行うとともに、条例24条3項及び4項の規定に基づき、審査請求人に対してその旨をそれぞれ通知した。

ア 本件請求のうち、保健予防課所管分（イに掲げる部分を除く。）以下の理由に基づく、「〇〇氏相談記録（〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日間）」（以下「本件文書」という。）の一部を開示する決定（令和元年（2019年）7月25日付け。以下「処分ア」という。）

（部分開示の理由）

・条例15条1項2号に該当

市職員と相談・面接等を行った個人（請求者を除く。）の氏名及び当該相談・面接内容等（請求者とのものを除く。）の内容（これらを特定し得る情報を含む。）は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができることとなるものであるため。

・条例15条1項4号に該当

市職員と相談・面接等を行った事業者の名称及び当該相談・面接等の内容（これらを特定し得る情報を含む。）は、市と当該事業者との間でのみ共有され、それら以外のものとの間では共有されないことを前提として市に提供された情報を含むものであり、これらを開示することは、当該事業者と請求者との信頼関係を損なうおそれがある。よって、これらの情報は、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものであるため。

・ 条例 15 条 1 項 8 号

市職員と相談・面接等を行ったもの（請求者を除く。）を特定し得る情報及び当該相談・面接等の内容（請求者とのものを除く。）は、市と当該事業者との間でのみ共有され、それら以外のものとの間では共有されないことを前提として市に提供された情報を含むものであり、相談業務の性質上、これらを開示することによって、以後、当該相談・面接等を行った者が、請求者との信頼関係が損なわれることを懸念して、市が適切に相談業務を遂行するために必要な情報を市に提供することを差し控えるようになることにより、請求者に関する相談業務を適切に遂行できなくなると認められるものであるため。

※請求者に既に伝えられている情報等、請求者が当然に知り得るものを除く。

イ 本件請求中の①のうち、本人について会議した記録の保健予防課所管分 以下の理由に基づく保有個人情報不存在の決定（令和元年（2019年）7月25日付け）

（不存在の理由）

保健予防課内及び障害福祉室との間において、職員による本人についての会議を行っていないため。

ウ 本件請求中の①のうち、障害福祉室所管分 以下の理由に基づく保有個人情報開示請求（本件請求中の①に係る部分に限る。）を拒否する決定（令和元年（2019年）7月26日付け。以下「処分ウ」という。）

（存否応答拒否の理由）

本件請求に係る記録が存在しているか否かを答えるだけで、以下の非開示情報を開示することとなるため。

- ・ 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるもの（条例 15 条 1 項 2 号に該当する情報）
- ・ 法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの（条例 15 条 1 項 4 号に該当する情報）

3 審査請求

令和元年（2019年）8月19日、審査請求人は、処分ア及び処分ウを不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）2条の規定に基づく審査請求を提起した。

第三 審査請求の趣旨

処分ア及び処分ウを取り消し、本件請求に対応する情報の開示を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書、弁明書に対する反論書並びに当審査会における口頭意見陳述及び質疑応答

の内容を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 以前勤務していた事業所（以下「元勤務先」という。）を相手方として審査請求人が行っている裁判において、元勤務先が提出した答弁書に、実施機関の職員らと協議し、実施機関の職員が原告に対し精神科への通院などを勧めることとしたとの記述があった。
- 2 審査請求人は、実施機関と元勤務先等の間で、審査請求人に関して不当なやり取りがあったのではないかと推測し、当該やり取りの有無を知るため、審査請求したものである。
- 3 裁判という公の場で元勤務先が提出した答弁書に元勤務先等と実施機関が話し合った旨の記載があり、それを当事者である審査請求人自身が知らされない、その内容が分からないというのはおかしい。
- 4 当該相談は、審査請求人が元勤務先を退職して数か月経ってからの相談であり、審査請求人と元勤務先との間に信頼関係は残っていない。
- 5 審査請求人の個人情報や元勤務先に話し、元勤務先が言っていたことは審査請求人に秘密にするのはおかしい。これは企業の利益を優先して個人の利益を損なうものである。審査請求人個人の尊厳を全く無視する行政運営で、許されず、不当かつ違法な行為である。
- 6 実施機関と元勤務先等による審査請求人の個人の尊厳の無視、集団での付きまとい、人権侵害などの可能性があることも審査請求をした理由である。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の保有個人情報部分開示等決定通知書、保有個人情報存否応答拒否決定通知書、弁明書並びに口頭意見陳述及び質疑応答の内容を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 処分アの決定理由
 - (1) 審査請求人を除いて、市職員と相談・面接等を行ったものの氏名及び当該相談・面接等の内容並びにこれらを特定し得る情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例15条1項2号に該当するものとして非開示とした。
 - (2) 市職員と相談・面接等を行った事業者の名称及び当該相談・面接等の内容並びにこれらを特定し得る情報は、市と当該事業者との間でのみ共有され、それら以外のもの

との間では共有されないことを前提として市に提供された情報を含むものであり、これらを開示することは、当該事業者と審査請求人との信頼関係を損なうおそれがある。

よって、これらの情報は、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものであるため、条例15条1項4号に該当するものとして非開示とした。

- (3) 審査請求人を除いて、市職員と相談・面接等を行ったものを特定し得る情報及び当該相談・面接等の内容は、市と当該相談者との間でのみ共有され、それら以外のものとの間では共有されないことを前提として市に提供された情報を含むものであり、相談業務の性質上、これらを開示することによって、以後、当該相談・面接等を行った者が、審査請求人との信頼関係が損なわれることを懸念して、市が適切に相談業務を遂行するために必要な情報を市に提供することを差し控えるようになることにより、審査請求人に関する相談業務を適切に遂行できなくなると認められる。

よって、これらの情報は、市の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、市の相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものであるため、条例15条1項8号に該当するものとして非開示とした。

- (4) なお、本件文書には、審査請求人以外の者からの相談等に関する情報が記録されているが、処分アでは、審査請求人に既に伝えられている情報等、審査請求人が当然知り得るものについては、審査請求人以外の者に関する情報であっても、開示した。

2 処分ウの決定理由

- (1) 本件請求の対象とされた期間中に審査請求人と実施機関との間で相談、協議等がなかったため、同期間に記録文書が作成されたか否かを明らかにすることは、いずれかの者が審査請求人について実施機関と協議したかどうかを明らかにすることと同じである。

- (2) そして、仮にいずれかの者が審査請求人について実施機関と相談、協議等を行っていたことが明らかとなった場合、いずれかの者が個人であった場合には、当該個人が誰なのかが明らかとなり、法人の場合には、業務の性質上、当該法人の正当な利益を害することとなる。よって、本件請求に係る記録が存在しているか否かを答えるだけで、条例15条1項2号又は4号に規定する非開示情報を開示することとなるため、存否応答拒否とした。

- 3 なお、実施機関や元勤務先による審査請求人の個人の尊厳の無視、集団での付き合い等々、人権侵害などの可能性があるという部分については、実施機関における訪問業務を指すものと考えられるが、実施機関の相談支援業務の一環として行っているものであり、付き合い、人権侵害などの行為には当たらない。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、処分ア及び処分ウの是非について、実施機関及び審査請求人の主張を審査した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求は、条例15条1項2号、4号及び8号の規定により本件文書の一部を非開示とした処分アと、条例18条の規定により、本件請求中の①に係る部分のうち、障害福祉室所管分について、対象文書の存否の応答拒否を行った処分ウについて提起されたものである。
- 2 まず、処分アについて検討する。
 - (1) 本件文書は、審査請求人に係る相談記録であるが、相談記録は、実施機関において精神保健に係る相談等を受けた際に作成する文書であり、支援の対象となる本人のほか、当該本人に関して相談を行った本人以外の者からの相談内容等が記録されているものである。
 - (2) 実施機関によると、精神保健に係る相談業務は、精神科を受療することが適切と料される者について、当該本人やその周囲の者から相談等を受けることにより、良好な状態で受療できるよう支援するものであるとのことで、個人に関する機微にわたる情報を慎重に取り扱うことが求められる業務であることが認められる。
 - (3) 条例15条1項2号該当情報について
 - ① 審査会において本件文書を見分したところ、処分アにおいて個人情報として非開示とされているのは、市職員と相談・面接等を行った個人であって、審査請求人以外の者の氏名及び当該相談、面接等の内容並びにこれらを特定し得る情報であり、また、条例15条1項2号ただし書きイ又はロに該当すると判断できる情報は含まれていないと認められた。
 - ② よって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例15条1項2号に該当する情報と認められる。
 - (4) 条例15条1項4号該当情報について
 - ① 本件文書を見分したところ、処分アにおいて法人等に関する情報として非開示とされているのは、市職員と相談等を行った事業者の名称及び当該相談等の内容並びにそれらを特定し得る情報であることが認められた。
 - ② その上で、(2)で述べたような精神保健に係る相談業務の性質に鑑みれば、実施機関と相談等を行った事業者にとって、その事実や内容が相談等の対象者に開示されると、両者の信頼関係が損なわれ、当該事業者の事業に支障が生じるおそれがあると認められる。
 - ③ 審査請求人は、元勤務先との信頼関係は残されていないと主張していて、これは、非開示情報を開示しても、元勤務先と審査請求人の信頼関係を損なうものではないとの趣旨のものと理解できるが、そもそも非開示の理由は、特定の事業者と審査請

求人との関係を問題にするものではないので、当該主張は本件審査請求に関する当審査会の判断に影響を与えるものではない。

④ よって、これらの情報は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものであるため、条例15条1項4号に該当する情報と認められる。

(5) 条例15条1項8号該当情報について

① 実施機関は、非開示とされた情報の全てについて、開示することにより相談業務に著しい支障を及ぼす情報に該当すると主張している。

② (2)で述べたような精神保健に係る相談業務の性質に鑑みれば、その内容を、相談者の同意を得ずに相談者以外の者に開示すると、実施機関と当該相談者との信頼関係が損なわれ、相談自体が行われなくなり、今後の相談業務を適切に遂行できなくなるという実施機関の主張に不合理な点はない。

③ よって、これらの情報は、開示することにより、市の相談業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものであり、条例15条1項8号に該当する情報と認められる。

3 次に、処分ウについて検討する。

処分ウは、本件請求の対象となる期間に審査請求人からの相談等がなかったことと、業務を通じて実施機関が把握した審査請求人の人間関係とを考慮すれば、本件請求中の①のうち、障害福祉室所管分に対応する文書の存否を明らかにすることによって、審査請求人が慣行として知り得るとは言えない特定の第三者に関する情報を開示するのと同じ結果を生じさせるとの判断に基づいて行われたものであるが、当該人間関係及び当該結果を生じさせることになると考えられる理由についての実施機関の主張に不合理な点はない。

加えて、2(2)と同様の相談業務の性質を考慮すれば、本件請求中の①に対応する文書の存否を明らかにすることによって、2(5)②と同様の理由で、相談業務を適切に遂行できなくなるおそれもある。

以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

開催年月日	処理内容
令和2年(2020年) 2月19日	諮問書の收受
令和2年(2020年) 7月6日	事務局からの事案説明、審査請求人からの口頭意見陳述、審査請求人から実施機関への質疑応答、当審査会か

	ら審査請求人への質疑応答、実施機関からの説明、当審査会から実施機関への質疑応答、審査
令和2年(2020年) 9月14日	審査、答申
令和2年(2020年) 10月6日	答申修正

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 令和2年度(2020年度)

令和3年(2021年)10月

編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1294

FAX 072-841-3039

Eメール complan@city.hirakata.osaka.jp

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>